

川崎市人権施策
推進基本計画

人権かわさき イニシアチブ

～人権を尊重し、共に生きる社会をめざして～



川崎市人権施策推進基本計画 「人権かわさきイニシアチブ」



平成27(2015)年3月

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

☎ 044-200-2316 ☎ 044-200-3914 ✉ 25zinken@city.kawasaki.jp

🌐 <http://www.city.kawasaki.jp/250/soshiki/4-2-0-0-0.html>

川崎市 人権男女共同

検索

※この冊子は、平成30(2018)年7月の増刷時に組織名称等を改訂しています。



平成27(2015)年3月

はじめに



人権は、誰もが生まれながらに持っている権利であり、生命や自由、平等を保障し、私たち一人ひとりの日常生活を根本から支えている大切なものです。

本市では、人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、平成12(2000)年に「川崎市人権施策推進指針」を、平成19(2007)年には「川崎市人権施策推進基本計画」を策定し、人権施策を総合的に推進してまいりました。

しかし、経済のグローバル化等がより一層進展し、社会経済システムが変化するとともに、地域における人と人とのつながりが薄くなるなど、人権を取り巻く状況が変化してきています。

こうした状況のもと、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を推進するため、これまでの施策を基本としながら、人権関連の法律・条例の整備状況、新たな人権課題などを踏まえ、基本計画を改定しました。

計画には、人権施策を市が率先して推進することを示すため、新たに「人権かわさきイニシアチブ」というタイトルを掲げるとともに、計画の基本原則となる「前文」を導入しました。

また、「人権教育の推進」、「人権意識の普及」、「相談・救済、自立支援の充実」、「連携協働による取組の推進」という4つの施策の柱に、市職員が今後より一層率先して人権施策に取り組んでいくため「人権研修の充実・推進」を加え、「5つの柱」としました。

さらに、子どもの人権や男女共同参画などの9項目の分野別施策に、本市が先駆的または独自に取り組んでいる「拉致問題への取組」、「性的マイノリティの人々の人権」、「自殺をめぐる問題への取組」などの施策を加え、「12の分野別施策」としました。

川崎を、一人ひとりの人権が尊重され幸せのあふれる「最幸のまち かわさき」にするため、この基本計画に基づき、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映していくとともに、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら人権施策に取り組んでまいります。

この基本計画の策定に当たり、市民の皆様や関係団体の方々に御参加いただき、貴重な御意見、御提言をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27(2015)年3月

川崎市長 **福田 紀彦**

目次

はじめに

第1部 基本的な考え方

I 前文	1
II 川崎市における人権をとりまく状況	
1 国際的な取組	2
2 国内の動き	4
3 川崎市におけるこれまでの取組と課題	6
(1) これまでの取組	6
(2) 今後の課題	7
III 基本計画の位置付け	9
IV 計画期間	9
V 基本理念	
1 国際的な視点に立った人権意識の形成	10
(1) あらゆる施策への人権尊重の視点の反映	10
(2) 平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重の推進	11
(3) 人権尊重教育と普及活動の推進	12
2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止	13
(1) 人権擁護の推進	13
(2) 人権施策の推進体制の充実	14
3 連携協働による人権施策の推進	15
(1) 市民団体等との連携協働の推進	15
(2) 事業者等との連携協働の推進	16
VI 基本目標	
1 市民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らすことができるまちづくり	17
2 差別や偏見のない、優しさにあふれたまちづくり	17
3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり	18
4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり	18

第2部 5つの柱と施策の方向

I 5つの柱	19
II 施策の方向	21
1 人権教育の推進	21
1-1 保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進	21
(1) 人権尊重教育の推進	21
(2) 多文化共生教育の推進	22
(3) 相談・救済に関わる校内体制の整備	23
1-2 生涯学習における人権教育の推進	24
(4) 人権尊重教育の推進	24
(5) 意見表明・参加がしにくい人への支援	24
(6) 市民の主体的な人権学習への支援	25
2 人権意識の普及	26
2-1 人権意識の普及	26
(7) 市民への人権意識の普及	26
(8) 事業者、団体等への人権意識の普及	27
2-2 事業者、団体等の普及活動への支援	27
(9) 事業者、団体等による人権学習・研修への支援	27
3 人権研修の充実・推進	28
3-1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成	28
(10) 教職員の豊かな人権感覚の育成	28
(11) 体系的な研修プログラムによる職員の育成	28
3-2 より専門的な人権研修の推進	29
(12) 専門分野の従事者への研修の推進	29
4 相談・救済、自立支援の充実	30
4-1 相談・救済、自立支援の充実	30
(13) 相談・救済体制の強化	30
(14) 自立支援の充実	32
4-2 相談・救済、自立支援を行う団体等との連携強化	33
(15) 関係団体・関係機関との連携	33
5 連携協働による取組の推進	34
5-1 市民、事業者の参加の促進	34
(16) 市民の参加の促進	34
(17) 事業者の参加の促進	34
5-2 関係団体・関係機関との連携協働の促進	35
(18) 市民活動への人権の視点の醸成	35
(19) 関係団体・関係機関とのネットワークの強化	35
(20) 関係団体への支援	36

第1部 基本的な考え方

I 前文

昭和23(1948)年12月10日、第3回国連総会において世界人権宣言が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを謳い、その後発展する国際人権保障制度の土台を築きました。こうして、国連では、同宣言採択後、国際人権規約をはじめとして、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などが作成されてきました。このように定立されたグローバルな人権基準は、条約ごとに設置された委員会や国連総会・人権理事会などを通じて、その実施状況を国際的に監視されるようになっていきます。世界人権宣言が謳い上げた理念は、66年たった今も継承され、さらなる制度的な発展を続けています。

日本国憲法は、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」であり、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と定め、さらに、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規はこれを誠実に遵守すること」を定めています。国際協調主義を掲げた憲法の下にあって、国際人権規約など日本が締結した人権諸条約は、基本的に日本の国内法としての効力を与えられており、日本の国内において、憲法とともに市民の人権を保障するものとなっています。

憲法や条約に定められた人権は私たち一人ひとりのものであり、身近なところで活かされなければ本来の意義を失ってしまいます。私たちが日常生活を営む場は例外なく地方自治体の中にあります。川崎市は、人権が尊重される社会を実現する現場の最前線としての責務を強く意識して、差別と闘う当事者や市民からの主体的な働きかけを受け止めながら、多くの人権施策に取り組んできました。

21世紀の深まりとともに、経済のグローバル化が進み、地域や職場における人と人とのつながりが希薄化し、さらに非正規雇用が増加するなど、人権に関わる新たな課題が増えてきています。こうした変容する社会情勢を受けて、人権を尊重し、共に生きる社会を築くため、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させる必要性はますます高まっています。

川崎市は、東京オリンピック・パラリンピックや川崎市制100周年を見据えて、新たな時代状況に対応するため、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら推進していくことを決意し、ここに、川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」を策定します。

第3部 分野別施策

1	子どもの人権の尊重と権利保障の推進	37
2	男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重	40
3	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	42
4	障害者の自立と共に生きるまちづくり	44
5	同和問題への取組	46
6	外国人市民の人権施策の充実	48
7	住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築	51
8	ホームレス(野宿生活者)の人権の擁護と自立支援	53
9	拉致問題への取組	55
10	性的マイノリティの人々の人権	56
11	自殺をめぐる問題への取組	58
12	様々な市民の権利の尊重と差別の撤廃	60
	(1) 固有の歴史・文化を持つ人々の人権	60
	(2) 犯罪被害者の人権	61
	(3) 刑を終えて出所した人々の人権	61
	(4) 災害被害者の人権	62
	(5) 人身取引被害者の人権	62
	(6) インターネットによる人権侵害	63

第4部 計画の推進

1	推進の経緯	64
2	推進体制の充実	65
	(1) 庁内連絡調整組織	65
	(2) 施策の検討・協議組織	65
	(3) 関係団体・関係機関との連携	65
3	進行管理	65

施策体系図

資料編

Ⅱ 川崎市における人権をとりまく状況

1 国際的な取組

第二次世界大戦後間もない昭和23(1948)年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」の条文で始まる世界人権宣言が、国連総会において採択されました。

その後、国際人権規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約¹など多くの人権条約が採択されるとともに、人権に関する各種宣言や国際年など国際的な取組が行われています。

また、平成7(1995)年から平成16(2004)年まで「人権教育のための国連10年」の取組が進められ、終了後に国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議されました。これに基づき「人権教育のための世界計画」が平成17(2005)年から平成21(2009)年の第1フェーズ行動計画や、平成22(2010)年から平成26(2014)年の第2フェーズ行動計画によりさらに進められています。

さらに、国連では人権分野への対処能力強化を目的として、平成18(2006)年に人権委員会に替えて人権理事会が創設されるとともに、UPR²の導入や国連人権高等弁務官事務所の機能強化が進められました。国際人権規約をはじめとする国際人権諸条約はそれぞれ委員会(条約機関)への報告制度³があり、日本政府に対して様々な勧告が行われています。

1 障害者権利条約は、障害を個人の属性と社会的障壁との相互作用と捉え、「persons with disabilities」と表記している。日本政府は、障害者権利条約署名後に障がい者制度改革推進会議のもとに作業チームを設置し、「障害」「障壁」「障がい」等の表記について検討し、平成22(2010)年に報告書を発表した。報告書では、社会的障壁としての「障害」の表記について多様な考え方があり、「現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない」ため「当面、現状の『障害』を用いる」とした。

2 UPR: Universal Periodic Review (普遍的定期審査)。全ての国連加盟国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして盛り込まれた制度。国連加盟国各国は4年半で全ての国が審査される。

3 報告制度: 締約国が、条約に規定された人権尊重・確保の義務をどのように履行しているかについて、自ら報告を定期的に委員会(条約機関)に提出し、それを委員会が検討する制度。

国際人権諸条約一覧

名称	略称等	採択年	発効年	日本の締結年
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	人身売買禁止条約	昭和24 (1949)	昭和26 (1951)	昭和33 (1958)
難民の地位に関する条約	難民条約	昭和26 (1951)	昭和29 (1954)	昭和56 (1981)
婦人の参政権に関する条約	婦人参政権条約	昭和28 (1953)	昭和29 (1954)	昭和30 (1955)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	昭和40 (1965)	昭和44 (1969)	平成7 (1995)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権規約 (社会権規約)	昭和41 (1966)	昭和51 (1976)	昭和54 (1979)
市民的及び政治的権利に関する国際規約	国際人権規約 (自由権規約)	昭和41 (1966)	昭和51 (1976)	昭和54 (1979)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	女性差別撤廃条約	昭和54 (1979)	昭和56 (1981)	昭和60 (1985)
拷問及びその他の残虐な非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約	拷問等禁止条約	昭和59 (1984)	昭和62 (1987)	平成11 (1999)
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	平成元 (1989)	平成2 (1990)	平成6 (1994)
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約	強制失踪条約	平成18 (2006)	平成22 (2010)	平成21 (2009)
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	平成18 (2006)	平成20 (2008)	平成26 (2014)

2 国内の動き

国は、「国際人権規約」をはじめ主要な国際人権諸条約を批准するとともに、平成8(1996)年には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」(5年の時限立法)を制定し、平成9(1997)年には、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、同年、「我が国の多様な文化の発展に寄与すること」を目的に「アイヌ文化振興法」を制定しました。平成20(2008)年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されています。

平成12(2000)年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されました。同法の規定に基づき、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、分野別の人権施策についても、それぞれ個別法や計画の整備が進められています。主なものでも、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、いじめ防止対策推進法、障害者差別解消法、ハンセン病問題基本法などが挙げられます。

さらに、平成5(1993)年に国連総会で決議されたパリ原則⁴に沿った国内人権機関を設置することが、日本政府に対する国連人権理事会のUPR等で勧告されています。

主な人権関係法

分野	名称	制定年
人権全般	社会福祉法	昭和26(1951)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12(2000)
子ども	児童福祉法	昭和22(1947)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和39(1964)
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11(1999)
	児童虐待の防止に関する法律	平成12(2000)
	子ども・若者育成支援推進法	平成21(2009)
	子ども・子育て支援法	平成24(2012)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成25(2013)
男女	売春防止法	昭和31(1956)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47(1972)
	男女共同参画社会基本法	平成11(1999)

⁴ パリ原則：「国内機構の地位に関する原則」。権限及び責任、構成並びに独立性及び多元性の保障など国内人権機関を設置する際の原則を定めたもの。

分野	名称	制定年
男女	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12(2000)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成13(2001)
高齢者	老人福祉法	昭和38(1963)
	介護保険法	平成9(1997)
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成17(2005)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18(2006)
障害者	身体障害者福祉法	昭和24(1949)
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25(1950)
	知的障害者福祉法	昭和35(1960)
	障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35(1960)
	障害者基本法	昭和45(1970)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成23(2001)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成24(2012)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成25(2013)
ホームレス等	生活保護法	昭和25(1950)
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14(2002)
	生活困窮者自立支援法	平成25(2013)
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成14(2002)
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成18(2006)
性的マイノリティ	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成15(2003)
自殺	自殺対策基本法	平成18(2006)
アイヌ民族	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成9(1997)
犯罪被害者	犯罪被害者等基本法	平成16(2004)
災害被害者	被災者生活再建支援法	平成10(1998)
	子ども・被災者支援法	平成24(2012)
ハンセン病回復者	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成20(2008)

3 川崎市におけるこれまでの取組と課題

(1)これまでの取組

川崎市は、関東大震災の翌年、大正13(1924)年7月1日に市制が施行され、その後、隣接町村を編入し昭和14(1939)年に現在の市域がほぼ形成されました。震災の復興後、京浜工業地帯の中核都市として、日本の近代化や経済発展を先導するとともに、戦災からの復興や公害の克服など様々な役割を果たしてきました。

なかでも、市の南部・臨海地域は、戦前より大企業とその関連企業で働くため、日本各地や、さらに朝鮮半島をはじめとする海外から多くの人に移り住み、地域に根づいて多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展してきました。

北西部の多摩丘陵部等での宅地開発や、1990年代以降、経済活動のグローバル化が進展する中でJR南武線沿いに世界的なIT関連企業や研究開発施設等が数多く立地するとともに、再開発が進んだことで、平成26(2014)年には人口が146万人を超えました。その中で、様々な国から在留資格も多様な人々が来日し、地域で生活する外国人市民も増えています。

こうした中で、川崎市は国際人権諸条約の基準に沿った人権保障を見据えながら、平成12(2000)年に「川崎市人権施策推進指針」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。分野別の人権施策についても、川崎市外国人市民代表者会議条例⁵、川崎市子どもの権利に関する条例⁶、男女平等かわさき条例⁷を制定し、条例の趣旨に沿って具体的・計画的に実施するための行動計画や、多文化共生社会の構築をめざす川崎市多文化共生社会推進指針⁸を策定しました。また、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害については、相談・救済を行うため川崎市人権オンブズパーソン条例を制定しました。

さらに、平成20(2008)年の犯罪被害者支援相談窓口の設置や平成22(2010)年の性同一性障害者相談窓口の設置、平成24(2012)年の川崎市子どもを虐待から守る条例や平成25(2013)年の川崎市自殺対策の推進に関する条例、平成26(2014)年の川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定など、着実に人権施策を推進してきました。

5 川崎市外国人市民代表者会議条例：平成8(1996)年制定。
 6 川崎市子どもの権利に関する条例：平成12(2000)年制定。
 7 男女平等かわさき条例：平成13(2001)年制定。
 8 川崎市多文化共生社会推進指針：平成17(2005)年制定。

(2)今後の課題

経済のグローバル化等が急速に進展し、社会経済システムが大きく変化するとともに、地域における連携・連帯が希薄化してきていることから、市民の生活や地域の安全が脅かされ、一人ひとりの人権が守られにくい状況も生まれています。例えば、地域社会のなかで連携がとれず、不安感を増すことが「自己防御」の強く働く要因となります。そのような風潮が児童虐待をはじめ、ヘイトスピーチ⁹などの外国人排斥、ホームレス(野宿生活者)差別などの人権侵害を引き起こす遠因にもなっているという指摘もされています。

また、名前や顔写真などの個人情報さらされ中傷されたなど、高度情報化社会の進行に伴うインターネット等を利用した人権侵害や、リーマン・ショック以降の経済の低迷等に伴う貧困に関わる人権問題、東日本大震災により避難している方々の人権、特に放射線や放射能物質に起因する福島県民や県外避難者に対する風評被害や差別問題など、様々な市民の権利の尊重と人権問題に対する取組が必要となっています。

さらに、高齢者・障害者・外国人・乳幼児・妊婦等、災害時要援護者への支援問題、性同一性障害等の性的マイノリティの人々の人権、相次ぐいじめ自殺事件で社会的関心を集めた子どもの人権問題や、障害者でありかつ高齢者である場合、外国人でありかつ女性である場合など、当事者が差別を複合的に抱えることもあります。

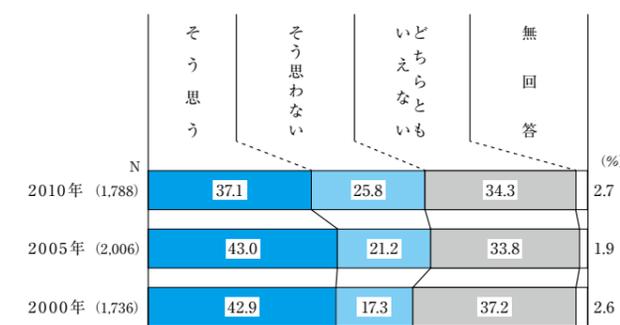
こうしたすべての市民の身近な安全・安心な暮らしを守ることは、人権施策上からも大きな課題となっています。

ア 人権意識の推移について

人権施策推進基本計画に基づき人権教育や人権意識の普及を進めてきましたが、平成22(2010)年の「人権に関する市民意識調査」(外国人市民を含む満20歳以上の市内居住者を対象に、5年ごとに実施)によれば、「市民一人ひとりの人権意識が高くなっていると思う」とする割合が5年前に比べて5.9ポイント減少し、「思わない」とする割合が4.6ポイント増加しています。

今後、より一層多様な手法により人権教育や人権意識の普及を進めていくことが課題となっています。

問 あなたは、自分自身を含め、市民一人ひとりの人権意識が、10年前(2000年)に比べて高くなっていると思いますか。(○は1つ)



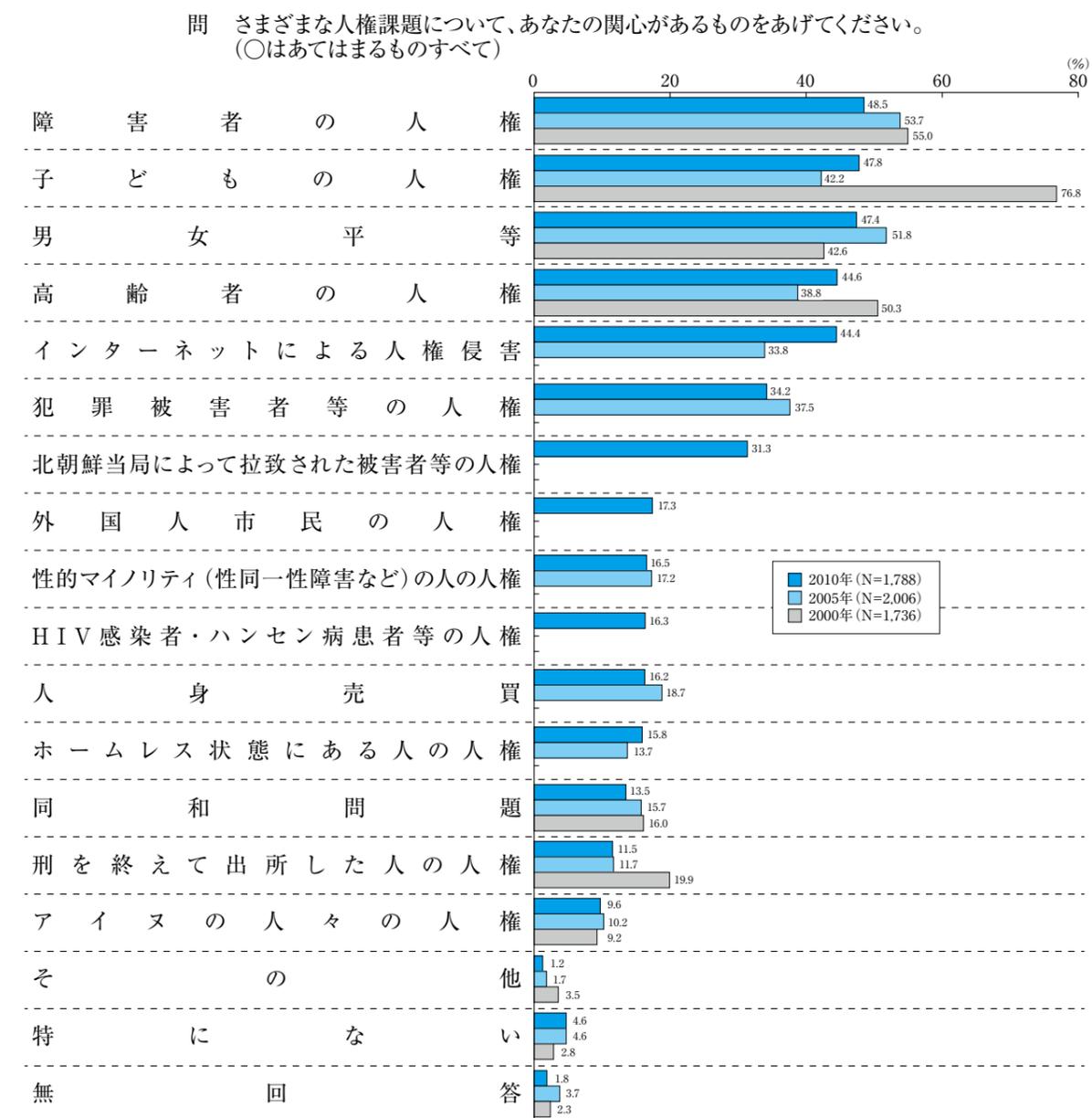
9 ヘイトスピーチ(Hate Speech)：憎悪表現。人種や国籍、ジェンダーなどの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽るなどする言動を指す。少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為。国際人権規約(自由権規約)第20条第2項は「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する」と定めている。

イ 人権課題について

平成22(2010)年の「人権に関する市民意識調査」によれば、市民が関心を持つ人権課題は一層多様化しています。障害者、子ども、男女平等、高齢者等の従来からの人権課題への関心が依然として高いことに加え、インターネットによる人権侵害や犯罪被害者の人権、拉致被害者の人権など新たな人権課題に対する関心も高まっています。

また、性同一性障害など性的マイノリティの人権にも一定の関心が寄せられるなど、関心は低いものの、人権問題に対する関心や理解の対象が広がっていることがうかがえます。

今後も、障害者、子ども、男女平等、高齢者等の人権課題に引き続き取り組むとともに、新たな人権課題に対して積極的に取り組んでいくことが課題となっています。

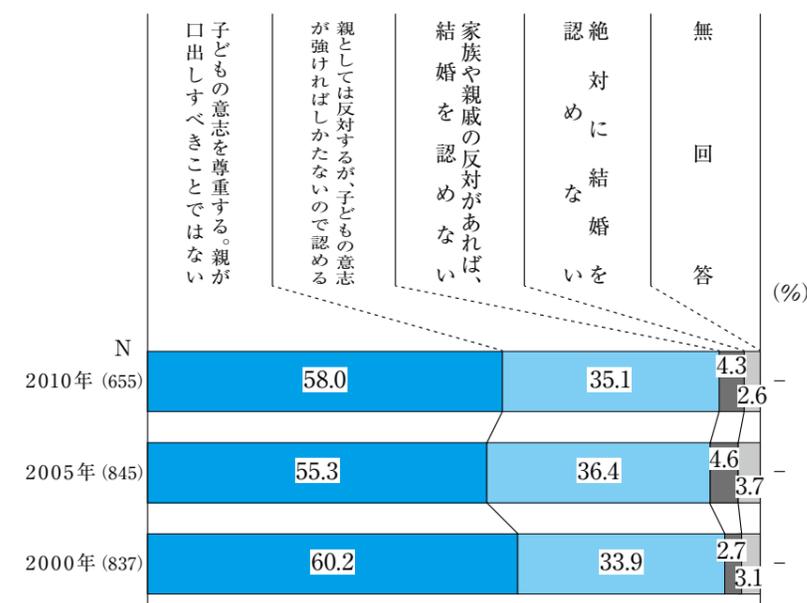


ウ 同和問題¹⁰について

平成22(2010)年の「人権に関する市民意識調査」によれば、仮に自分の子どもが結婚しようとする相手が同和関係者であるとわかった場合、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたないので認める」という回答が依然として3割を超えています。

今後も、同和問題への正しい理解を図るために、人権教育や人権意識の普及を行い、市民や人権に関わる団体等と連携し協力し合いながら、問題の解決に向けて取り組んでいくことが課題となっています。

問 仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和関係者であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。あなたのお考えに最も近いものを、1つだけお選びください。(○は1つ)



Ⅲ 基本計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」との規定に基づく取組であり、人権に関わる分野別の条例や指針に基づく計画と整合を図りながら体系的にまとめた計画として位置付けられます。

Ⅳ 計画期間

本計画の期間は、平成27(2015)年4月から平成38(2026)年3月までとします。ただし、社会経済状況の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

¹⁰ 同和問題：「同和地区」などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるというだけで、日常の様々な場面で差別を受ける問題。

V 基本理念

1 国際的な視点に立った人権意識の形成

(1) あらゆる施策への人権尊重の視点の反映

昭和23(1948)年12月10日、国連総会で「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として」世界人権宣言が採択されました。宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と謳っています。

川崎市は、平成16(2004)年に政令指定都市として初めて制定した川崎市自治基本条例で「人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される『活力とうるおいのある市民都市・川崎』の創造を目指す」ことを掲げました。

また、平成18(2006)年に全国の自治体として初めて国連グローバル・コンパクト¹¹に署名し、参加しました。このコンパクトでは「国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重」し、「自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである」ことなどを提唱しています。平成23(2011)年には、国連グローバル・コンパクトを拡充する「人権とビジネスに関する指導原則」¹²が国連人権理事会で作成されています。

今後も、平成32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックや平成36(2024)年の川崎市制100周年を見据えて、すべての人が、国籍や民族、文化、性別、障害の有無などの様々な違いを互いに認めて共生できる、恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求しながら、あらゆる施策に人権尊重の視点を一層反映させていきます。

(2) 平等と多様性(ダイバーシティ)の尊重の推進

川崎市では、外国人市民は共にまちづくりを担うかけがえのない一員であるとの視点から、「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置し、外国人市民の声を市政に反映させるとともに、「川崎市多文化共生社会推進指針」を策定し、市民、事業者、団体等と協働して、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」をめざしてきました。また、子どもや高齢者、障害者も安心して共に暮らせる地域社会づくりを進めてきました。

国籍や民族、文化の違いをはじめとして、性別、身体的能力や特徴、年齢、価値観や生き方など、人には様々な違いがあります。世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等」であり、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、政治上のその他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

「人間が平等である」とことと「個人が多様である」とこと、つまり平等と多様性を同時に尊重することといえます。基本的人権を尊重するということは、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め、多様性(ダイバーシティ¹³)を尊重しあい、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる権利を保障していくことです。

また、これまで国際人権諸条約は、他者の支援がなくとも自己実現ができる成人を社会の標準としてきました。しかし、子どもの権利条約や障害者権利条約は、そうした考え方を大きく転換し、多様な人間によって社会が構成されていることを認め、その多様性をしっかりと尊重できるように社会のあり方を変えていくことを求める条約といえます¹⁴。

今後も、これまでの取組を土台にしながら、国際的な視点に立って、平等と多様性の尊重を推進していきます。

11 国連グローバル・コンパクト (Global Compact)：人権、労働、環境、腐敗防止の各分野において企業や団体の自発的な取組を呼びかけるプログラムで、国連が平成12(2000)年に発表した。①人権擁護の支持・尊重、②人権侵害に加担しない、③組合結成と自由と団体交渉の権利、④あらゆる形態の強制労働の排除、⑤児童労働の実効的廃止、⑥雇用と職業に関する差別撤廃、⑦環境問題への予防的アプローチの支持、⑧環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブ、⑨環境にやさしい技術の開発と普及促進、⑩あらゆる形態の腐敗防止、の10原則を掲げる。

12 人権とビジネスに関する指導原則 (Guiding Principles on Business and Human Rights)：国連人権理事会が平成23(2011)年に決議した、人権とビジネスに関してすべての国と企業が尊重すべき基準。①企業を含む第三者による人権侵害から保護するという国家の義務、②人権を尊重するという企業の責任、③実効的な救済手段へのアクセスを容易にする必要性、の3本の柱から成る。

13 ダイバーシティ (Diversity)：多様性。経済産業省は「多様な人材(性別、年齢、国籍、障がいの有無などだけでなく、キャリアや働き方などの多様性も含む)を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供する」ことを「ダイバーシティ」としている。また、大阪市は「英語の Diversity & Inclusion を略したもので、『多様性の受容』『多様性の包摂』を意味する。人としての多様な外見上の違いや内面的な違いに関わりなく、認め合い、受け入れ、共に生きることと理解される。ダイバーシティを推進することによりめざす社会とは、性別や国籍、年齢、障害の有無など外見的な違いや文化的背景や考え方、価値観など内面的な違いに関わりなく、すべての人がその個性を生かして、自分の持てる力、能力を発揮できるような社会である」としている。

14 例えば、障害者権利条約第2条は「合理的配慮」を「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義し、第5条で「締約国は、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとる」と定めている。

(3) 人権尊重教育と普及活動の推進

世界人権宣言の理念を浸透させ、人権を尊重することが当たり前であるという状態、いわゆる「人権という普遍的文化」を築くことをめざした「人権教育のための国連10年」などの国際的な流れの中で、国は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、学校教育や社会教育における人権教育や、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者¹⁵に対する研修等を推進しています。

川崎市では人権尊重教育を教育の根幹をなす重要な柱として捉え、「川崎市外国人教育基本方針」¹⁶を制定するとともに「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、学校教育とともに市民館を中心とした社会教育の場においても人権尊重教育を着実に推進しています。

また、川崎市では、人権侵害を受けた当事者をはじめとする市民の意見を真摯に受け止めることによって、人権施策を前進させてきた歴史があります。人権意識の形成と普及を実効あるものとするために、人権の歴史や差別的な行為に至った背景及び社会的構造の認識に留まらず、他者の痛みを感じ取る力を養うことができるように、当事者を含めた市民や関係団体等と一体になった普及活動に取り組んできました。

今後も、いかなる差別や偏見も許さず、自ら人権侵害を見抜く眼をもつとともに、違いを認め尊重しあう意識の醸成をめざして指導・育成を図るとともに、学校、地域等のあらゆる機会、あらゆる場を捉えて、市民として必要な力をつける市民教育¹⁷の観点から人権尊重教育を積極的に推進していきます。

2 あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止

(1) 人権擁護の推進

人権課題には、権利を主張する者どうしの衝突や、自らの行為が気づかぬうちに他者の人権を侵害してしまうようなことも考えられます。権利の擁護を進めていくには、相手の心の痛みや自らの行為の責任を十分に認識できるような取組がなければ、より一層深刻な人権侵害を生み出すこととなります。

川崎市は、国と協力し人権擁護委員による人権相談を各区役所において実施するほか、子ども、男女平等、高齢者、障害者などの各分野において、様々な相談事業を実施しています。平成14(2002)年には人権オンブズパーソンを設置し、子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害について相談・救済を行っています。

子ども、高齢者、障害者などに対する虐待やいじめ、DV¹⁸、ストーカー行為¹⁹、職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント²⁰、パワー・ハラスメント²¹などについて関係団体・機関と連携して相談・救済を実施していますが、人権侵害を受けた人が本来持つ権利を認識し、その事実や問題の解決に立ち向かう力をもてるようにエンパワメント²²の視点から支援することも必要です。

また、経済のグローバル化、雇用の不安定化、地域や家族のつながりの弱体化等の経済社会の構造変化の中で、貧困や社会的な孤立、自殺などの様々なリスクが高まっています。ある社会的リスクに晒され続けると、そのリスクが別のリスクに連鎖し、それがまた新たな生活困難を引き起こし、いわゆる「社会的排除」²³の危険性が高まります。人権侵害を受けた人が問題を解決し自立して社会生活を営むことができるように環境を整備するなど、いわゆる「社会的包摂」²⁴の視点から自立支援を強化していくことが求められています。

今後も、相談・救済体制を整えながら、関係団体・機関との連携協働により、人権擁護を推進していきます。

15 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者：教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、消防職員、矯正施設・更正保護関係職員、その他の公務員等。

16 川崎市外国人教育基本方針：昭和61(1986)年に「川崎市在日外国人教育基本方針」として制定し、平成10(1998)年に「川崎市外国人教育基本方針」に改定。

17 市民教育(citizenship education)：市民が地域の活動等に積極的に参加し、相互に協力し、よりよい地域社会を築いていくために必要な力をつける教育。

18 DV：ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の頭文字。夫や恋人、パートナーなどから受ける暴力。

19 ストーカー行為：同一の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。

20 セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)：性的いやがらせ。厚生労働省の指針では、職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる「対価型」と、性的な関係は要求しないものの、職場内での性的な言動により働く人たちを不快にさせ、職場環境を損なう「環境型」の二つのタイプに分けている。

21 パワー・ハラスメント(Power Harassment)：職務権限を背景にした職場等でのいやがらせ。

22 エンパワメント(empowerment)：自己の課題を解決するにあたり、自分が主体者であることを自覚し、自分自身に自信がもてるように、力を高めていくこと。

23 社会的排除：ソーシャル・エクスクルージョン(Social Exclusion)。様々なリスクが連鎖し、複合的に重なった結果として、雇用、家族、コミュニティなどの社会のあらゆる関係性から切り離され、社会とのつながりが極めて希薄になってしまうこと。

24 社会的包摂：ソーシャル・インクルージョン(Social Inclusion)。社会参加を促し保障していくこと。

(2) 人権施策の推進体制の充実

人権施策を総合的に推進するためには各部局間の連携・調整が必要であり、全庁的推進組織として、副市長を会長に全局・区(室)長で組織する「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を設置しています。今後さらにその機能を充実させ、各部局間の連携・調整を迅速、円滑に行い、人権施策をより一層効果的に推進します。

平成11(1999)年に設置された「かわさき人権啓発推進協議会」は、学識経験者、関係団体や市民の代表者等により、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討・協議を行ってきましたが、協議会が基本計画の推進にあたって意見及び助言を行うことを明確にするため、平成24(2012)年に要綱を改正し、名称を「かわさき人権施策推進協議会」に変更するとともに、設置目的及び所轄事項を改めました。

さらに、平成27(2015)年には川崎市附属機関設置条例を制定し、「川崎市人権施策推進協議会」に名称を変更するとともに、「人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための計画の実施その他人権擁護のために必要な事項に関して調査審議すること」を所掌事務とする、市長の附属機関として設置しました。

今後も、人権施策を総合的に推進するため意見及び助言を行うとともに、基本計画について評価を加えながら検証を進めていきます。

3 連携協働による人権施策の推進

(1) 市民団体等との連携協働の推進

川崎市は、「川崎市自治基本条例」第6条で「市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができる」と定めるとともに、第5条に自治運営の基本原則として「情報共有の原則」「参加の原則」「協働の原則」を掲げ、人権施策もこの原則を踏まえて推進されています。

情報共有の観点では、市は人権施策の進捗状況調査を毎年全庁的に実施し、その結果を取りまとめて、庁内会議や川崎市人権施策推進協議会等で報告してまいります。

参加の観点では、各区の市民館で実施している平和・人権学習や男女平等推進学習等の企画委員として公募市民が参加することや、川崎市人権施策推進協議会をはじめとする人権に関わる様々な審議会等で市民委員として公募委員が参加することを促進してまいります。また、平成8(1996)年に条例により設置した「川崎市外国人市民代表者会議」において、外国人市民の代表者が自らに関わる課題について調査審議し、その結果は市長に報告され、市政に反映されています。同様に子どもの施策においても、平成13(2001)年に条例により設置した「川崎市子ども会議」において、子どもが市政等について意見を表明する機会をつくるなど、子どもを含めた市民参加の場を広げています。

協働の観点では、昭和63(1988)年に、様々な差別や偏見などを受けてきた市民からの声を受けとめ、外国人と日本人との交流施設として「川崎市ふれあい館」を設置しました。また、学校における「子どもへの暴力防止プログラム」²⁵の実施や、DV等の被害者支援にかかわるシェルターの運営者との連携・協働などの取組も広がりを見せています。

今後も、人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民参加を一層進めるとともに、市民、NPO²⁶・NGO²⁷等と協働して人権施策を推進してまいります。

25 子どもへの暴力防止プログラム：Child Assault Prevention (CAP)。昭和53(1978)年に米国オハイオ州コロンバスのレイプ救援センターで初めて開発・実施された子どもへの暴力防止・人権教育プログラム。エンパワメント、人権意識、コミュニティの3つの理念を柱とする。

26 NPO：Non Profit Organizationの頭文字。非営利組織。

27 NGO：Non Governmental Organizationの頭文字。非政府組織。

(2)事業者等との連携協働の推進

川崎市は、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めていますが、より効果的かつ実行性のある取組にするためには、人権教育及び人権普及活動を間断なく実施していくことが重要です。また、人権尊重をより広がりをもった取組に発展させていくためには、「企業の社会的責任」²⁸の視点から事業者等との連携協働を推進することが求められています。

これまでも川崎市は、事業者や関係団体と連携協働して、雇用や就労などにおける差別の解消、男女共同参画社会への取組、障害者雇用の推進等に向けて協議を行い、実績を積み上げてきました。

また、川崎市は全国の自治体として初めて「国連グローバル・コンパクト」に署名・参加するとともに、独自に「かわさきコンパクト」を定めて、参加を呼びかけてきました。これは市内で事業や活動を行う企業や市民が世界的に共有されている価値に基づいた取組を実践することで、地域課題の解決や市民の福祉向上、国際貢献につなげていくことを目指しています。

今後も、「かわさきコンパクト」への参加を呼びかけるとともに、事業者や関係団体との連携を強化し、主体的に人権尊重の取組を行うことができるよう支援の充実に努めていきます。

VI 基本目標

1 市民一人ひとりが尊重され、生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民一人ひとりが個人として尊重されることが、生き生きと暮らすことができるまちづくりの大前提であることから、人権の尊重をあらゆる施策の基本とします。

すべての市民が様々な違いを越えて、対等な人間関係を築ける人権感覚豊かな地域社会づくりが重要であり、そのためには、市の企画する事業や地域での催しなどの様々な機会を通じ、人権意識の普及を行うことが必要と考えます。

人権の大切さを市民の共通の意識として形成し、市民一人ひとりの個性や人格を互いに尊重し、共に支えあう社会をめざします。

2 差別や偏見のない、優しさにあふれたまちづくり

少子・高齢化の進行、国際化の進展、情報の高度化等に伴い、インターネットによる差別的な書込みや、個人情報本人の知らないうちに社会に流出するなど新たな人権侵害や差別、偏見が発生しています。

人権の問題を一人ひとりの心の中で抱え込むのではなく、社会の問題として捉え、「差別をしない・させない」という姿勢で、傍観者から当事者への感覚を持たなければなりません。

人権を侵害する側と侵害される側といった、固定化された観念で考えるのではなく、人権侵害の芽は誰の心の中にもあることを自覚し、いかなる差別や偏見も許さない、相手の痛みを感じることでできる「優しさにあふれたまちづくり」をめざします。

²⁸ 企業の社会的責任：corporate social responsibility (CSR)。企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方。

3 互いの歴史や文化を理解し、共に生きるまちづくり

大正3(1914)年、現在の川崎区富士見に富士瓦斯紡績株式会社川崎工場が造られ、多くの沖縄出身者が移り住み、昭和29(1954)年には沖縄民俗芸能が神奈川県から無形文化財(後に無形民俗文化財)に指定されています。昭和24(1949)年に川崎競馬場が開設され、競走馬の育成に携わるアイヌ民族が川崎に移り住みました。

また、平成26(2014)年12月末現在、川崎市には約3万1千人、市人口の2%を超える外国人市民が暮らしています。戦前からの歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮人が全体の約1/4を占める一方、1980年代後半以降の地球規模での社会経済構造の変化によって、121以上の国・地域から来日した人が、市内全域に居住するようになってきました。国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人々も増えています。

多様な文化的背景を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。今後も、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」をめざします。

4 市民、事業者、市が共に取り組む人権尊重のまちづくり

子どもや女性、高齢者などへの虐待事件が相次いで起きています。被害者の発見や保護については、学校や相談機関、人権擁護委員、民生委員、児童委員、人権の擁護を行うNPO・NGO等の協力により進めています。地域的かつ広域的な連携や協力の充実がさらに必要です。

また、市内の事業所における就労差別、職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の問題も、市の人権擁護推進のための重要な課題といえます。

市民の人権に関する問題は、国や自治体はもとより地域、学校、企業、団体、NPO・NGO等との連携を通じて解決していくことが必要であり、自治体と市民が相互に支援し合うことが重要です。市民、事業者等とともに連携し、なお一層「人権尊重のまちづくり」に取り組めます。

さらに、「心のバリアフリー」²⁹の普及を進め、マイノリティ³⁰といわれる人々との共生を促すダイバーシティのまちづくりを進めていきます。

29 「心のバリアフリー」：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」では、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、バリアフリー化の実施に関する国民の協力を求める、いわゆる「心のバリアフリー」を深めていくことを国の責務として定めるとともに、高齢者や障害者等が円滑に移動し施設を利用できるようにすることへの協力だけでなく、高齢者や障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めることが、国民の責務として定められている。

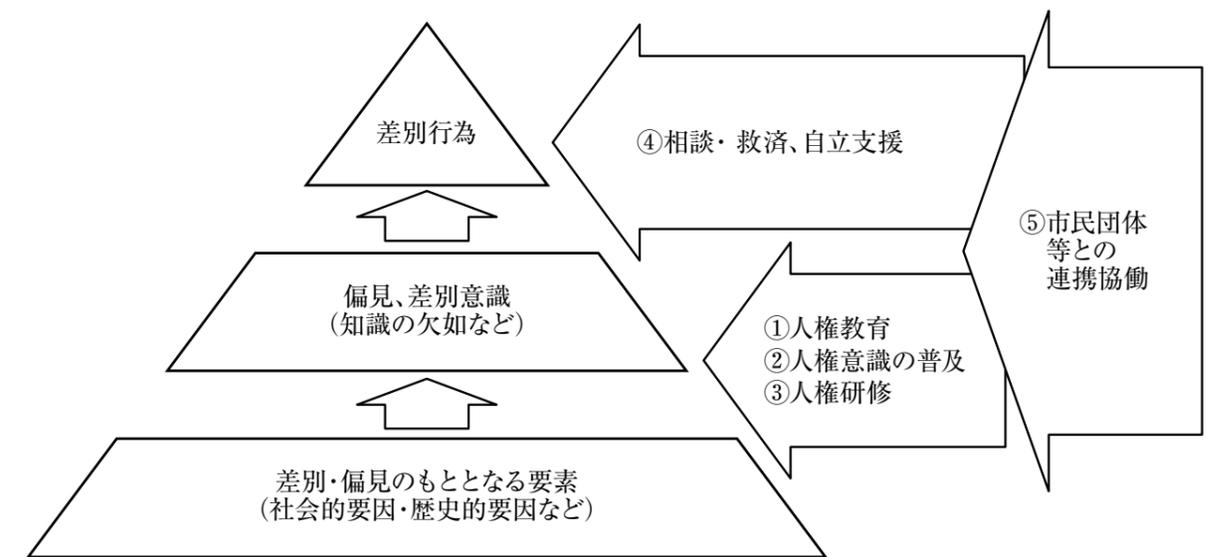
30 マイノリティ (minority)：社会の中で何らかの基準、事実を理由として、差別され権利を奪われている人々。先住民族や移住者など異文化とされる人々、女性、性的指向の違う同性愛者、障害者、高齢者など、社会的諸権利を奪われたり、不利を負わされている人々をさして呼ぶことが多い。

第2部 5つの柱と施策の方向

I 5つの柱

分野別の人権施策は、それぞれの人権課題に応じて、個別法、個別条例等を踏まえて実施されています。これらの課題に対する共通の取組として、①人権教育を推進すること、②人権意識を普及すること、③人権研修を推進すること、④相談・救済、自立支援のための施策を充実すること、⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備すること、を5つの柱として、人権施策を総合的に推進してまいります。

【人権かわさきイニシアチブの推進スキーム】



1 人権教育の推進

保育園・幼稚園・学校において、子どもの権利に基づき、子どもたちの自尊感情を育み、違いを認め合い、尊重し合う意識や態度の育成をめざして、発達段階に応じた人権教育を実施します。

また、社会教育として、人権を尊重し共に生きる社会をつくるため人権教育を推進するとともに、市民による学習・研修等を支援します。

2 人権意識の普及

市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。

3 人権研修の充実・推進

全ての職員が、職員として求められる人権意識とは何かを学び、各業務と人権との関わりから、人権が身近な問題であることを再認識し、自身のこれまでの市民や事業者に対する接し方を振り返るとともに、職場における個々の人権が確保されているか確認できるよう、人権研修を充実します。

また、業務の性格上、人権意識が特に求められる業務に従事する職員に対しては、より専門的な人権研修の推進に努めます。

4 相談・救済、自立支援の充実

相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。

5 連携協働による取組の推進

人権施策を推進するには、市民や事業者の参画が必要であり、また、関係者が市内外で転居を繰り返す場合や、加害者が市外関係者である場合、本社機能が市外にある場合など、市民の人権問題は市域に限られたものではないため、NPO・NGO等の関係団体や国・県及び近隣自治体との広域的な連携が不可欠です。人権教育、人権意識の普及、人権研修、相談・救済、自立支援の取組を、関係機関をはじめ市民や事業者と連携協働しながら推進します。

II 施策の方向

1 人権教育の推進

1-1 保育園・幼稚園・学校における人権教育の推進

子どもは、一人ひとりがかけがえのない価値と尊厳を持っています。平等を前提として個性や他者との違いを認め合い、生きる力を育むことができるように人権教育を推進します。

(1)人権尊重教育の推進

子どもが自尊感情を育み、平等を前提として互いの違いを認め合える人権尊重教育を推進します。

具体的な取組	所管局
1 子どもを対象に男女平等教育参考資料を作成・配布し、教育委員会と連携して男女平等教育を推進する。	市民文化局
2 性的マイノリティや多文化を背景とした乳幼児等との相互理解など、幼児教育における人権教育を推進する。	こども未来局
3 子どもが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重する姿勢を育てるため、「子どもの権利学習資料」等を作成・配布し、子どもの発達段階に即した人権尊重教育を推進するとともに、多様な分野にわたる人権学習資料について、多方面における問題意識を伝え活用できるよう努める。 4 一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進するため、「川崎市人権尊重教育推進会議」を開催し、各校種に「川崎市子どもの権利に関する条例」の理解が深まるよう普及を進める。 5 様々な教育活動の中で、子どもが自分らしく生き、社会に参加しながら成長できるよう、「子どもの権利学習派遣事業」をはじめ子どもの権利学習を推進する。 6 子どもたちのよりよい人間関係をめざし、自尊感情を育て他者理解・相互理解を深める参加型体験学習「かわさき共生*共育プログラム」の実践を推進する。 7 「学校教育推進会議」などにおいて、子どもが意見表明しやすい環境をつくり、出された意見などに適切に対応できるよう努める。 8 「川崎市子ども会議」などにおいて子どもが意見表明しやすい環境をつくり、出された意見などに適切に対応できるよう努める。	教育委員会事務局

<p>9 福祉体験や職場体験など、学校での高齢者や障害者等との交流を促進するとともに、人権尊重教育を推進する。</p> <p>10 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム¹の構築を進める。</p> <p>11 学習障害(LD)²、注意欠陥・多動性障害(ADHD)³、高機能自閉症等を含めて障害のある一人ひとりの子どもの教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を推進する。</p>	
---	--

(2)多文化共生教育の推進

「川崎市外国人教育基本方針」を踏まえ、外国人市民や異なる文化的背景をもつ子どもがアイデンティティを確立し、自分の文化を誇りに思うことができるように、また、すべての子どもが様々な文化を尊重し、理解を深めるための教育を推進します。

また、海外帰国児童生徒等への相談体制を充実させるとともに、学校生活への適応や個性の伸長等を支援します。

具体的な取組	所管局
<p>1 外国につながる母子が日本人母子と同様にサービスが受けられ、安心して育児ができるように、親子育児教室、多言語版母子健康手帳の配布、通訳ボランティアの派遣を実施し、外国人への育児支援サービスの充実を図る。また、孤立しがちな外国人の親子のニーズを積極的に掘り起こすとともに、外国人を含めた自主的な子育てグループの支援に努める。</p>	こども未来局
<p>2 学校教育・社会教育等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざし、「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るため、「外国人教育推進連絡協議会」を開催し、取組を推進する。</p> <p>3 外国人市民や異なる文化的背景の中で育った子どもたちが、自分の文化に対する自尊感情を育むと同時に、すべての子どもたちが様々な文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育むため、「民族文化講師ふれあい事業」などに取り組む。</p>	教育委員会事務局

¹ インクルーシブ教育システム：国連障害者権利条約第24条に定められた inclusive education system。人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会へ効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。

² LD：Learning Disability の略。日本では一般に「学習障害」と訳す。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。

³ ADHD：Attention-Deficit Hyperactivity Disorder の略。日本では一般に「注意欠陥・多動性障害」と訳す。不注意及び多動性・衝動性を主要な症状とする行動の障害で、社会生活や学校生活を営む上で支障が認められるもの。

<p>4 海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために総合教育センターの教育相談で実態を把握し、日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施する。</p> <p>5 多言語による就学案内・健康診断案内及び就学ハンドブックの作成に取り組む。</p> <p>6 区役所等と連携した就学相談や、子どもや保護者のニーズに応じた日本語を母語としない外国人生徒への公立高校進学説明会を開催するなど、情報提供の充実を図る。</p>	
--	--

(3)相談・救済に関わる校内体制の整備

いじめ、虐待、スクール・セクシュアル・ハラスメント、不登校等について迅速・的確に相談・救済することができるように教職員への研修を充実し、体制の整備を図ります。

具体的な取組	所管局
<p>1 様々な子どもの悩みに対応するため、学校、家庭、地域が連携して、早期発見・早期対応の体制を図る。</p> <p>2 いじめや不登校への対応の充実を図るため、スクールカウンセラー等の有効な活用、相談カード「ひとりで悩まないで」の配布など、子どもたち自身が利用できる相談・支援体制を充実する。</p> <p>3 不登校児童生徒等に対する指導を行うため、子どもたちへの多様な教育機会の提供や相談機能の充実を図る適応指導教室の充実、児童相談所やNPO法人などの関係機関等と児童生徒の在籍校との連携を強化する。</p> <p>4 学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、子育てや教育に関する保護者からの相談の機会を充実させる。</p> <p>5 性同一性障害に関する相談への対応の充実を図るため、スクールカウンセラーとの情報共有を促進するとともに、必要に応じてこども家庭センター等と連携し相談・支援体制を充実する。</p>	教育委員会事務局

1-2 生涯学習における人権教育の推進

市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得、理解を深めていくことが求められていることから、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。また、市民の主体的な人権学習を支援します。

(4)人権尊重教育の推進

誰もがいきいきと生活することができる社会を形成するため、関係団体・関係機関と連携しながら人権学習等の人権尊重教育を推進します。

具体的な取組	所管局
1 教育文化会館・市民館で実施している平和・人権学習、男女平等推進学習、市民エンパワーメント研修等の社会教育事業において、関係団体・関係機関と連携し学習を推進する。また、学校教育と社会教育が協力して、地域で孤立している人々をはじめとする市民の学習権を保障するよう努める。	教育委員会事務局

(5)意見表明・参加がしにくい人への支援

子どもをはじめとしたすべての人は、社会を構成する一員として、意見を表明し、参加する権利があります。すべての人が、意見を表明し参加することができるように条件の整備を推進します。

具体的な取組	所管局
1 障害者や外国人市民等の社会参加を促進するため、生活に関わる情報を点訳・音訳・多言語翻訳して提供するとともに、行政サービス窓口等に同行する公的な手話通訳者や要約筆記者、多言語通訳者を養成・派遣し、情報保障の充実を図る。	総務企画局 市民文化局 健康福祉局
2 子どもの意見表明・参加について、「子ども夢パーク事業」「青少年の家事業」等の機会に実践し、充実を図る。 3 育児不安や孤立化、児童虐待など子育てをめぐる多くの深刻な課題を解消するため、子どもの権利の視点に立った健診・訪問・相談などの充実を図る。	こども未来局
4 障害者の人権擁護とノーマライゼーションの実現のため、当事者団体やその家族団体に対する組織の支援を図るとともに、講演会、シンポジウム等の企画を通じ意見表明の機会づくりに努める。	健康福祉局
5 子どもの意見表明・参加について、「川崎市子ども会議」「行政区・中学校区子ども会議」等の機会に実践し、充実を図る。 6 障害のある人や外国人市民等の意見表明と社会参加を促進するため、教育文化会館・市民館等で障がい者社会参加学習活動や識字学習活動などの社会教育事業を実施し、充実を図る。	教育委員会事務局

(6)市民の主体的な人権学習への支援

市民が主体的に人権学習を行うことができるように、情報や場の提供等を支援します。

具体的な取組	所管局
1 市民及び市民団体の活動支援のため、川崎市男女共同参画センターのフリースペース等の空間の有効活用を図る。	市民文化局
2 平和・人権学習、男女平等推進学習、市民自主学級・市民自主企画事業等の充実を図り、より効率的に推進するため、情報や場の提供について支援を強化する。	教育委員会事務局

2 人権意識の普及

2-1 普及活動の推進

人権の重要性や人権の考え方、人権侵害の歴史と構造、その救済や問題の解決等について、市民や事業者等を対象に幅広く普及活動を推進します。

(7)市民への人権意識の普及

様々な人権課題に対する正しい知識の普及に努めるとともに、市民一人ひとりが、互いの人権を尊重できるように効果的な広報や普及活動を充実します。また、市民の参加や人権に関する教材の有効利用等の効果的な手法について検討します。

具体的な取組	所管局
1 (公財)川崎市国際交流協会が、川崎市国際交流センター、川崎区役所及び麻生区役所において行っている外国人相談事業について、市のホームページ、かわさき生活ガイド、市政だより等を活用した広報・普及の充実を図る。	市民文化局
2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、心のバリアフリーの普及に向けた取組を推進する。	市民文化局 健康福祉局
3 あらゆる差別の撤廃に向けて、差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われないよう、広報・普及の充実を図る。 4 「かわさき人権フェア」「かわさき人権フォーラム」などのイベントの開催や資料等の作成・配布により、人権意識の普及を進める。	市民文化局
5 「子どもの権利条例ホームページ」を活用し、子どもの権利の広報・普及の拡充を図る。	こども未来局
6 消費者の権利を尊重し、自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供その他の広報・普及を推進する。	経済労働局
7 障害者週間(12月3日～9日)に「川崎市民のつどい」を開催するなど、「障害者の完全参加と平等」の理念の広報・普及の充実を図る。 8 市民を対象とした精神保健福祉に関する講演会の実施やメンタルヘルスに関する冊子・パンフレット等を作成し、広報・普及の充実を図る。 9 高齢者虐待の防止に向けたリーフレットを作成し、広報・普及の充実を図る。 10 ホームレスに対する偏見や差別的意識が解消されるよう、広報・普及を進める。	健康福祉局

(8)事業者、団体等への人権意識の普及

事業者、団体等が、社会的責任として人権を尊重し、様々な人権課題に取り組めるように情報や資料の提供等を行います。

具体的な取組	所管局
1 市民、事業者、市が互いに連携協働して男女平等推進のための情報交換をする場として設置した「かわさき男女共同参画ネットワーク」の充実を図り、男女平等の普及活動を進める。また、市民、事業者、団体向けの男女平等やセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止に向けた普及活動に努める。 2 企業の人事担当者等を対象に、人権に関する課題や情報の提供を目的として開催する「企業研修会」の充実を図り、参加を促進する。	市民文化局
3 勤労者及び事業主向け情報誌「かわさき労働情報」に人権に関する情報を掲載し普及活動に努める。また、公正な採用や均等な待遇及び高齢者や障害のある人の雇用を促進するためのパンフレットを作成し、配布する。	経済労働局

2-2 事業者、団体等の普及活動への支援

事業者、団体等が主体的に人権学習・研修に取り組むように働きかけを行うとともに、事業者、団体等による人権意識の普及活動を支援します。

(9)事業者、団体等による人権学習・研修への支援

事業者、団体等が主体的に人権学習・研修を効果的に行うことができるように人材の派遣や情報の提供、機材の貸出等を実施します。

具体的な取組	所管局
1 事業者、団体等の自主的な人権学習や研修会を支援するため、職員の派遣、DVD・ビデオ・書籍等の貸出を推進する。 2 職員の派遣、DVD・ビデオ・書籍等の貸出等を支援するための広報活動の充実を図る。	市民文化局

3 人権研修の充実・推進

3-1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成

人権尊重のまちづくりを担う職員を育成するため、効果的な人権研修を計画的に実施します。

(10) 教職員の豊かな人権感覚の育成

子どもの権利が保障されるように、教職員に豊かな人権感覚や専門技術等を身につける研修等を充実します。

具体的な取組	所管局
1 人権尊重教育研究推進校・実践校等の人権研究・人権研修への協力を行い、その成果を各学校で生かしていく。 2 教職員向けの研修において、人権尊重教育に関わる研修の充実を図る。 3 体罰やセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を防止するため、教職員の年次研修や管理職研修を実施し、人権関係資料・冊子等を配布するとともに、地域及び専門家等との連携や相談機能の充実を図る。 4 いじめ・不登校等への対応及び子どもの権利保障を推進するため、学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上に向け教職員への各種研修の充実を図る。 5 人権尊重教育及び子どもの権利学習の推進のため、各学校の人権尊重教育推進担当者研修会の開催や資料の収集・教材の開発などに取り組む。	教育委員会事務局

(11) 体系的な研修プログラムによる職員の育成

職員が鋭い人権意識を持ち、市民対応やまちづくりを行うことができるように体系的な人権研修プログラムを作成し、研修を実施します。

具体的な取組	所管局
1 市職員の人権意識の醸成と、互いの違いを認め人権を尊重し合う「共生のまちづくり」の実現を図るため、職員研修における各階層別研修の中で人権に関する研修を実施し、また、すべての職員を対象とした「人権研修」を実施する。	総務企画局
2 人権問題の現状を専門的な知見や国際的な人権基準から検証し認識を深めることにより鋭い人権意識を持つ職員を育成するため、関係団体が主催する人権研修に市職員等の参加を進める。 3 市職員の人権意識の醸成と、互いの違いを認め人権を尊重し合う「共生のまちづくり」の実現を図るため、「人権学校」等市民向けの普及事業等に市職員の参加を進める。	市民文化局
4 各局(室)区で独自に人権研修を実施する体制を整えるよう努める。	全局

3-2 より専門的な人権研修の推進

保健・福祉、教育関係等に従事する職員等に対しては、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。

(12) 専門分野の従事者への研修の推進

保健・福祉・医療、青少年育成、教育等に従事する職員に対しては、専門知識や技術の習得のための研修を推進します。さらに人権研修や「協働」に関する研修を継続的に実施し、専門性を発揮しながら市民と連携協働して、職務に従事することができる職員を育成します。

具体的な取組	所管局
1 各局(区)室が各々の人材育成計画に基づき行う人材育成や職場集合研修等に対して講師紹介や教材・資料の提供、研修実施経費の助成等、必要な支援を行う。	総務企画局 市民文化局
2 保育園・幼稚園職員向け研修等で人権意識の普及に努める。 3 こども文化センター及びわくわくプラザスタッフの資質向上を図るため、指定管理者が指導員資格の取得研修等を行い、青少年の健全育成に関し、専門性を高めるよう指導に努める。 4 DV相談はプライバシーを含めた慎重な対応が求められるため、被害者支援に携わる職員に対する研修の充実を図る。 5 児童相談所が市民のニーズに応え、適切な対応を行うためには、職員の専門性向上が必要であることから、所内外の研修に積極的に参加するとともに、講師として専門知識や技術の習得に努める。	こども未来局
6 障害者福祉に従事する医療、保健、福祉関係職員を対象とした講演会、研修等を通じ専門知識や技術の向上を図るとともに、職員の育成を図る。 7 高齢者・障害者への支援サービスを提供する事業者に対し、人権を尊重して事業を行うように研修等で人権意識の普及を進める。	健康福祉局
8 新規採用看護職員研修等で人権研修を実施する。	病院局
9 学校教職員研修、指導主事の要請訪問、社会教育職員研修等の場において「人権研修」「協働」に関する研修を実施する。	教育委員会事務局

4 相談・救済、自立支援の充実

4-1 相談・救済、自立支援の充実

相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。

(13) 相談・救済体制の強化

市民に各種相談窓口、救済機関、公的支援制度、NPO等が行っている支援等の様々な情報を効果的に周知するとともに、気軽に安心して相談できる体制を充実させます。また、関係団体・関係機関と連携しながら、迅速・的確に支援できるように相談・救済体制の強化を図ります。

具体的な取組	所管局
1 (公財)川崎市国際交流協会が川崎市国際交流センターで実施している6か国語による相談業務や川崎区役所及び麻生区役所で実施している3か国語による相談業務を周知し、充実を図る。 2 犯罪被害者等支援窓口を充実させるとともに、関係団体・関係機関と連携を図りながら支援体制の充実を図る。 3 相談窓口一覧等を盛り込んだパンフレットの整備・充実を図り、区役所等市民が利用する窓口配布する。 4 性同一性障害に関する相談窓口を充実させるとともに、各局と連携を図りながら支援体制の強化を図る。 5 外国人市民が生活する上で必要な窓口や問合せ先をまとめた多言語での情報提供の充実を図る。 6 女性総合相談事業(川崎市男女共同参画センター)について、パンフレット、ポスター、市のホームページ等により広報を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携するなど支援の充実を図る。	市民文化局
7 人権擁護委員による人権相談を周知し、充実を図る。	市民文化局 区役所
8 DV被害者の相談支援体制強化のため、「川崎市DV被害者支援対策推進会議DV被害者相談支援部会」を開催する。 9 情報の漏洩によりDVやストーカーの被害者へ危険を招いたり、被害者をさらに傷つけることがないように努める。 10 児童虐待防止対策として、児童家庭相談業務を通じた広報・啓発活動や学校等への出張研修等の実施により、児童相談所をはじめとする専門機関等への相談・通告について周知を図るとともに、虐待の未然防止や早期発見・早期対応が図れるよう努める。	こども未来局

11 「こども家庭センター」の専門的総合支援機能を強化し、電話相談機能の充実を図るとともに、家族再統合に向けた親子支援・家族支援を強化するよう努める。	
12 人権侵害を受けた女性への、区役所保健福祉センターでの支援の充実を図る。	こども未来局 区役所
13 勤労者及び事業者向け情報誌「かわさき労働情報」に人権に関する情報を掲載し、相談窓口や救済機関の周知を図る。 14 市内2か所(経済労働局労働雇用部、中原区)に設置している人権に関わる労働相談受付窓口の充実を図る。 15 ニート、フリーター等、若年者の就業に関する相談窓口の充実を図り、カウンセリング等の手法により就業を支援する。	経済労働局
16 生活困窮者が抱える困難を一つずつ整理する伴走型で実効性ある総合相談窓口の充実を図る。 17 差別解消に向けた広報・周知や相談等に係る協議などを行う、「障害者差別解消支援地域協議会」の設置に向けた検討を進める。 18 障害のある人を対象とした障害者の人権や生活等の相談や、必要に応じて、専門相談員(弁護士等)が助言、指導を行うなど事業の周知を図る。 19 こころの電話相談について、市のホームページ、パンフレット等による広報に努めるとともに、関係機関への周知を図る。 20 「社会的ひきこもり」についての相談窓口の充実を図る。 21 入院中の精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保する観点から、川崎市精神医療審査会を運営する。	健康福祉局
22 区保健福祉センターを、虐待を受けた人が届け出る窓口と、虐待を受けている人を見つけた場合に通報する窓口とし、高齢者等への虐待に向けた対応を図る。 23 「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」等と連携し、高齢者の権利擁護についての施策の充実を図る。	健康福祉局 区役所
24 関係団体・関係機関と連携しながら、連帯保証人が見つからない人に対する入居・居住継続支援体制(川崎市居住支援制度)の周知を図る。	まちづくり局
25 川崎市人権尊重教育推進会議で子どもを対象とする相談窓口や救済機関を周知するカードを作成・配布する。	教育委員会事務局
26 人権オンブズパーソン制度の周知を図るため、子ども相談カードや男女平等相談カードの配布、市のホームページの充実等に努める。また、小・中学校での人権オンブズパーソン子ども教室等の広報の拡充を図る。	市民オンブズマン 事務局

(14) 自立支援の充実

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利である生存権を保障し、日常生活上の自立をはじめ社会的自立や経済的自立など、自立に向けた支援の充実を図ります。

具体的な取組	所管局
1 ひきこもり、不登校等の児童に対して、地域の関係機関と連携を図りながら、総合的な支援を行う。	こども未来局
2 DVに関わる問題等、迅速な対応が必要とされる相談内容については、各区保健福祉センターと、関係団体・関係機関とが連携を図り救済・支援する。	こども未来局 区役所
3 判断能力が低下した認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の人権擁護のため、成年後見制度の取組を推進する。 4 ホームレス等の起居する場所を巡回し面接を行い、日常生活に関する相談等を行うとともに関係機関との連携を図り必要な支援を行う。 5 自立意欲を喚起するため、多様な手法を構築し、生活保護受給者の就労支援を進める。	健康福祉局
6 生活保護受給世帯の子どもに対する学習支援や居場所の提供を行う。	健康福祉局 区役所

4-2 相談・救済、自立支援を行う団体等との連携強化

当事者が、問題の本質を理解し、主体的に問題を解決し、自立して社会参加等を実現するためには、様々な支援を必要とします。また、自ら人権を守ることが困難な状況にある市民には、個別の必要に応じた支援が求められます。関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策を充実します。

(15) 関係団体・関係機関との連携

相談・救済、自立支援に関する団体、機関が情報交換等を円滑に行い、当事者に必要な回復・自立に向けての支援を行うために、各自治体間の協力を踏まえながら連携の強化を図ります。

具体的な取組	所管局
1 横浜地方法務局川崎支局や「川崎人権擁護委員協議会」等との情報交換を行い、連携強化を図る。	市民文化局
2 DV被害者支援体制の強化のために、「川崎市DV被害者支援対策推進会議」を開催する。 3 女性相談業務について市内民間団体・県内民間団体との定期的な情報交換等を行い、連携強化を図る。 4 要保護児童の早期発見や適切な保護について、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携を図るために設置した「川崎市要保護児童対策地域協議会」を活用することによって、児童家庭支援施策の充実を図る。	こども未来局
5 全国の精神保健福祉センター及び地域ブロックによる研究協議会に参加し、精神障害者の権利擁護に関する情報交換を行うことで、当事者に必要な支援を提供できるよう連携強化を図る。	健康福祉局
6 人権オンブズパーソン制度の活用を推進するため、地域での相談の担い手である人権擁護委員や民生委員・児童委員等の関係団体・関係機関との連携強化に努める。	市民オンブズマン事務局

5 連携協働による取組の推進

5-1 市民、事業者の参加の促進

市民、事業者が「人権を尊重し共に生きる社会」づくりに参加できる機会を拡大するとともに、人権擁護に取り組みやすい環境の整備を行い、市民、事業者、市によるまちづくりを推進します。

(16)市民の参加の促進

人権施策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階への市民参加が促進されるように条件の整備に努めます。

具体的な取組	所管局
1 人権施策の総合的な推進を図るため、「川崎市人権施策推進協議会」への市民委員の参加を促進する。 2 人権施策の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施するとともに、調査結果の周知を図る。 3 各審議会等への外国人市民の登用を促進する。	市民文化局
4 「川崎市子どもの権利委員会」の検証過程や「かわさき子どもの権利の日事業」において市民の参加を促進する。	こども未来局
5 「川崎市男女平等推進審議会」や「川崎市男女共同参画センター運営委員会」等の市民委員の参加を促進する。	市民文化局
6 教育文化会館・市民館で実施している平和・人権学習、男女平等推進学習において、企画委員を公募して企画委員会を設け市民と行政が協働で事業を企画立案、実施、評価できる体制の充実を図り、市民の参加を促進する。	教育委員会事務局

(17)事業者の参加の促進

人権が尊重され共に生きる社会をつくるには、事業者の協力が必要です。事業者に社会的責任として人権尊重の理解を求めるとともに、その取組について働きかけを行い支援します。

具体的な取組	所管局
1 企業研修により、企業の人事担当者等の人権尊重の意識の普及を図る。 2 男女共同参画社会の推進に向けた取組として設置した「かわさき男女共同参画ネットワーク」による、人権・男女平等に関する講演会等を行い広報・普及を進める。	市民文化局
3 国連グローバル・コンパクト及びかわさきコンパクトを周知するとともに、これらに基づく人権尊重の取組を進める。	市民文化局 環境局

5-2 関係団体・関係機関との連携協働の推進

関係団体・関係機関とネットワークを強化し、互いの役割等について相互に理解を深めながら「人権を尊重し共に生きる社会」の形成に努めます。

(18)市民活動への人権の視点の醸成

市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことができるように、学習機会の提供等の支援を行い、連携協働の推進に努めます。

具体的な取組	所管局
1 市民活動グループ等への活動を支援するため、川崎市男女共同参画センターにおける男女平等に関する事業（講座、講師派遣、センターの貸館等）を推進する。	市民文化局
2 障害のある人に対する人権への理解を広めるため、精神保健ボランティア講座等を開催し、市民活動の支援を促進する。	健康福祉局
3 市民活動グループ等が、活動に人権の視点を取り入れることができるよう市民エンパワーメント研修等の学習機会を提供し支援する。	教育委員会事務局

(19)関係団体・関係機関とのネットワークの強化

分野別に関係団体・関係機関とのネットワークを強化し、連携協働して人権教育、人権意識の普及、相談・救済、自立支援を効果的に推進します。また、人権擁護活動は広域的に連携して行うことが必要であることから、市外の関係団体・関係機関との連携協働の強化を図ります。

具体的な取組	所管局
1 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会（横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、市）の充実を図り、人権意識の普及活動を効果的に推進する。 2 「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」「県及び市町村の拉致問題連絡会議」による情報の提供・共有を図り、支援のための連携を図る。	市民文化局
3 「かわさき子どもの権利の日事業」の充実を図り、子どもに関わる団体や関係機関との連携強化に努める。 4 各児童相談所、各区児童家庭課及び児童福祉関係機関等が有機的に連携し、児童家庭支援体制の強化を図る。また、児童虐待の現状を的確に把握するとともに社会環境等の変化に即した支援を検討し、実践する。	こども未来局

5 障害者福祉に関する市内関係団体・関係機関を対象としたセミナー、講演会を通じて人権意識の普及を推進するとともに、ネットワークを強化する。	健康福祉局
6 企業等と連携し様々なコンテンツを活用した就労体験などにより、障害者の雇用・就労を促進する。	
7 地域において子どもを支援している団体や関係機関と情報、場及び機会の共有化等を図るため、ネットワークづくりを推進する。	区役所

(20)関係団体への支援

人権擁護のため活動している関係団体等に対し、情報の共有化とともに、様々な支援をします。

具体的な取組	所管局
1 関係団体と連携し、情報の共有化とともに人権意識の普及や人権研修、自立支援に努める。 2 DV被害者支援団体との連携を図り、活動を支援する。	市民文化局
3 女性相談業務について市内及び県内関係団体(県、市、団体との三者協働一時保護施設)との定期的な情報交換等により、連携強化するとともに財政支援を行う。	こども未来局
4 ホームレス自立支援を行う個人又は民間団体との連携を図り、活動支援を充実させる。	健康福祉局
5 子ども関連ネットワーク等と情報の共有化を図るとともに、市のホームページやガイドブックなどにより、広く関係者に情報を提供する。	区役所

第3部 分野別施策

第3部「分野別施策」では、分野別基本計画・行動計画に位置付けられた事業のうち人権施策と特に関連のある事業を掲載しています。第1部「基本的な考え方」と第2部「5つの柱と施策の方向」により体系化された分野横断的な人権施策と、各局が所管する分野別の基本計画や行動計画については相互に反映・調整を図ります。

1 子どもの人権の尊重と権利保障の推進

川崎市の人口は年々増加傾向にありますが、18歳未満の子どもは人口の15%を占めており、川崎市の未来を担う子どもたちに大きな役割と期待が寄せられています。しかし、一方で子どもたちや子育てをめぐる環境を考えると、いじめ問題や児童虐待など子どもたちが置かれている状況には憂慮すべき問題があります。

川崎市は平成12(2000)年に全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定しました。この条例の理念、趣旨のもと、子どもの意見表明や市政参加の場である「川崎市子ども会議」、子どもの居場所と活動拠点となる「川崎市子ども夢パーク事業」、子どもの権利への理解を深める権利学習や「かわさき子どもの権利の日事業」等、子どもの権利保障を推進する取組を行っています。また、本条例を受け、いじめや体罰、虐待など、子どもの権利の侵害に関わる相談及び救済機関として、平成14(2002)年に人権オンブズパーソンが設置されました。

さらに、平成25(2013)年施行の「川崎市子どもを虐待から守る条例」や、平成26(2014)年策定の「川崎市いじめ防止基本方針」も踏まえ、川崎市は、子どもが一人の人間として尊重され、子どもの笑顔のあふれるまち、子どもが自分らしくいきいきと豊かに暮らせるまちをめざしていきます。

「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」平成26(2014)年策定
計画期間：平成26(2014)年度～平成28(2016)年度

(1)広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援

主な取組	所管局
1 子どもの権利についての広報・啓発活動の実施	こども未来局
2 市民及び子どもに関わる職員等への学習・研修の推進	市民文化局 こども未来局 教育委員会事務局
3 子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関への情報提供の充実と連携の推進	区役所
4 子どもの権利学習の推進	教育委員会事務局

(2) 個別の支援

主な取組	所管局
1 男女共同参画に関する学習や思春期精神保健相談等の各種相談事業	こども未来局 健康福祉局 区役所 教育委員会事務局
2 障害のある子どもや保護者等に対する相談事業や社会参加に向けた支援	こども未来局 区役所 教育委員会事務局
3 児童養護施設等に入所する子どもへの情報提供や不登校の子どもへの適応指導教室等の支援	こども未来局 教育委員会事務局
4 やさしい日本語による情報発信や外国人母子保健サービスの実施	区役所 教育委員会事務局

(3) 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

主な取組	所管局
1 保護者等への子どもの権利保障及び子どもの養育に関する支援 2 地域における子どもの安全への配慮や、子育て及び教育環境の整備	こども未来局 区役所 教育委員会事務局
3 子どもの居場所の役割等についての広報・啓発と、その確保に向けた支援	こども未来局 区役所
4 育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待・体罰やいじめの防止に関する啓発	こども未来局 教育委員会事務局
5 事業者等への子育てしやすい働き方等に関する啓発	こども未来局
6 保護者等による虐待・体罰の未然防止に向けた啓発活動の充実	こども未来局 区役所
7 育ち・学ぶ施設における子どもの権利侵害に関する相談体制の整備及び関係機関との連携の推進	こども未来局 教育委員会事務局

(4) 子どもの参加

主な取組	所管局
1 子どもが利用する施設において、子ども運営会議や生徒会活動等、子どもが構成員として参加し、意見表明することへの支援	こども未来局 教育委員会事務局
2 子どもだけで安心して自由に利用できる子ども夢パークにおける、子どもの自主的・自発的な参加活動の支援	こども未来局
3 子ども会議の開催による、市政等について子どもが市民として意見表明することへの支援	教育委員会事務局

(5) 相談及び救済

主な取組	所管局
1 相談・救済機関についての広報と、関係機関及び団体との連携による、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済	こども未来局 区役所 市民オンブズマン事務局 教育委員会事務局
2 相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくり	市民オンブズマン事務局

2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重

国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題として位置づけ、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定するとともに、雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」等、女性への暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為等の規則等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等の制度の整備を推進しています。

川崎市は、昭和60(1985)年「川崎市男女共同社会をめざす計画」を、平成7(1995)年には「かわさき男女平等推進プラン」を策定し、積極的に男女平等施策を推進してきました。

平成13(2001)年には、「男女平等かわさき条例」を制定し、「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざし、男女共同参画社会の理念とその推進体制を明確にするとともに、平成16(2004)年には「川崎市男女平等推進行動計画」を策定し、計画的に取組を推進しています。

平成11(1999)年に、男女平等施策を推進する拠点施設として開設した川崎市男女共同参画センターでは、関係機関や市民グループなどと連携しながら、調査研究、相談、情報収集・提供、学習・研修、市民の交流活動支援等の事業を実施しています。

また、平成13(2001)年には「川崎市人権オンブズパーソン条例」を制定し、DV、セクシュアル・ハラスメントなど男女平等に関する人権侵害について人権オンブズパーソンが相談・救済を行っています。

しかしながら、依然としてセクシュアル・ハラスメント、DV、性犯罪等、女性が被害を受ける暴力は後を絶たず、また、その背景にある男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識などの問題も残っています。

川崎市では、今後も、男女があらゆる場において男女平等に関わる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた取組を積極的に推進します。

「第3期川崎市男女平等推進行動計画」平成26(2014)年策定

計画期間：平成26(2014)年度～平成30(2018)年度

(1) 男女の人権尊重及び男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

主な取組	所管局
1 広報資料の作成に関する手引きの周知及び活用の徹底	市民文化局
2 川崎市DV防止・被害者支援基本計画に基づくDV対策	市民文化局 こども未来局
3 教育文化会館・市民館における、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じた、市民への男女平等に関する学習機会の提供	教育委員会事務局
4 男女平等に関わる人権侵害に対する人権オンブズパーソンの相談・救済制度等についての広報	市民オンブズマン事務局

(2) 働く場における男女共同参画の推進

主な取組	所管局
1 セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントをなくすための啓発パンフレット等の作成、配布や情報提供	総務企画局 市民文化局 経済労働局
2 男女平等推進及び施策への理解を深めるための職員研修の実施	総務企画局 市民文化局 教育委員会事務局
3 仕事と暮らしの両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座・イベントの開催及び情報提供	市民文化局 こども未来局 経済労働局 教育委員会事務局
4 待機児童の解消に向けた、保育環境の整備等の充実	こども未来局
5 ひとり親家庭等医療費助成等を通じた経済的な支援	こども未来局

(3) 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

主な取組	所管局
1 市民・市民活動団体及び事業者と連携した「かわさき男女共同参画ネットワーク」活動の推進	市民文化局
2 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ) ¹ についての講座等を通じた周知啓発	市民文化局 こども未来局

1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：平成6(1994)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれる。

3 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

川崎市将来人口推計によると、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、本市の人口は当分の間増加する傾向にあり、平成42(2030)年時点で約150.8万人とピークに達します。本市の人口がピークを迎えるまでの人口増加期においても、65歳以上の老年人口は平成22(2010)年の約24.1万人から平成42(2030)年には約36.8万人となり、人口に占める割合も16.9%から24.2%へと大きく上昇します。

川崎市では、平成24(2012)年に「第5期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」を策定し、「川崎らしい都市型の地域居住の実現」をめざすことを基本方針とし、①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり、②介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくりを基本目標として、すべての高齢者が‘あんしん’して生活できるような施策展開をめざしています。

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(かわさきいきいき長寿プラン)」
平成27(2015)年策定
計画期間：平成27(2015)年度～平成29(2017)年度

(1)いきがい・介護予防施策等の推進

主な取組	所管局
1 高齢者の社会参加(地域づくり)型の介護予防の実現 2 いきいきセンターやいこいの家の運営など、介護予防拠点の位置付けと機能強化	健康福祉局

(2)地域のネットワークづくりの強化

主な取組	所管局
1 単身高齢者をはじめとする高齢者に対する、地域における見守りネットワークの充実	健康福祉局

(3)利用者本位のサービスの提供

主な取組	所管局
1 介護保険サービスの着実な提供	健康福祉局

(4)認知症高齢者施策の充実

主な取組	所管局
1 権利擁護体制の推進	健康福祉局

(5)高齢者の多様な居住環境の実現

主な取組	所管局
1 特別養護老人ホーム入退居指針による透明性・公平性の確保など、在宅生活が困難となった方のための介護保険施設の整備	健康福祉局
2 市営住宅の建替え等に伴うユニバーサルデザイン仕様への変更 3 住宅のバリアフリー化等環境整備の支援 4 保証人がみつからない高齢者等の入居保証及び居住継続を支援する居住支援制度等の普及	まちづくり局

4 障害者の自立と共に生きるまちづくり

川崎市では、平成9(1997)年に「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定して以来、障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う自立と共生の地域社会を目指して障害者施策に取り組んできました。この計画の名称にもなっている「ノーマライゼーション」とは、障害のある人も障害のない人と同じような生活を送る権利があり、その実現のために生活環境を改善していく必要がある、という考え方です。

平成21(2009)年には、障害者自立支援法の施行や障害者権利条約の採択など国内外の障害者施策を取り巻く動向を踏まえ、時代に対応した障害者施策を総合的に展開するため、第3次かわさきノーマライゼーションプランを策定しました。また、平成24(2012)年に見直しを行い、虐待防止体制の整備、心身障害者手当の見直しに伴う「新たな在宅福祉施策」の着実な実施、特別支援学校等卒業生の日中活動の場の計画的な整備などを新たに位置づけるとともに、これまでの取組の成果と課題を踏まえながら、計画推進の基本的な方向性である「地域生活支援の充実」「地域生活への移行支援」「就労に向けた支援」に引き続き取り組んでいくこととしました。

また、平成25(2013)年には、障害者差別解消法が成立し、平成28(2016)年の施行に向け、広く周知・広報をしていくとともに、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害者差別解消の推進に向けた取組を進めます。

今後も、「まちで暮らそう21世紀」をテーマに、各事業者、福祉・保健・教育・労働等の関係機関と連携するとともに、すべての市民との協働の取組の中で、自立と共生の地域社会の実現を目指していきます。

「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」平成27(2015)年策定
 計画期間：平成27(2015)年度～平成32(2020)年度(障害者計画)
 平成27(2015)年度～平成29(2017)年度(障害福祉計画)

(1) 育ち、学び、働き、暮らす

障害のある人もない人も、家族や仲間にもまれ、それぞれの希望する将来に向かって、実りある生活を送ることを求めています。

川崎市は、障害のある子どもが育ち、学び、また途中で障害者となった人も、地域で活動したり働いたりしながらいきいきと暮らしていける地域社会をめざし、自立に向けて一貫した支援が受けられるようなサービス基盤をつくっていきます。

主な取組	所管局
1 就学相談や教育相談の充実など、子どもと家庭への支援	教育委員会事務局
2 地域自立支援協議会の充実など、地域における自立した生活の支援	まちづくり局
3 就労支援ネットワークの形成など、就労支援と雇用の拡充	

(2) 地域でふれあい、支え合い

障害のある人に対する支援は、身の回りの介助サービスだけでなく、地域社会の一員としての支援も欠かすことができません。障害のある人だからこそできるピアサポート²や、当事者団体などの活動を通して地域とのつながりを持ったり、文化・芸術活動やスポーツなどを通して社会参加したりすることで、地域との交流が深まっています。

川崎市は、このような取組が積極的になされることによって、障害のある人も含めた社会的に排除されやすい人を受け止められる成熟した地域になっていくことこそが、そこに暮らすすべての人にとって住みやすい地域となると考え、障害のある人が地域とのつながりが深められるようにするとともに、地域も障害がある人のことを理解し、ともに歩んでいけるような社会をつくっていきます。

主な取組	所管局
1 学校における福祉教育の推進など、地域における交流の促進	教育委員会事務局
2 成年後見制度等の利用の推進や虐待の防止など、権利擁護の推進	健康福祉局
3 文化・スポーツ活動の推進など、社会参加活動の充実	
4 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域交流の推進	

(3) やさしいまちづくり

地域で生活をしていく上では、日常の買い物をはじめ、銀行や郵便局、通院などで外出する必要性は高く、歩いたり公共交通機関を利用したりなど、その時々で必要な移動手段を選択しています。

川崎市は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えに基づいて、地域の生活環境を移動しやすいものにしていくとともに、いざというときも安全が確保されるようなまちづくりを進めています。

主な取組	所管局
1 誰もが暮らしやすく訪れやすいユニバーサルデザインのまちづくりの推進	まちづくり局
2 災害時に対応できる環境整備など、防災対策の充実	総務企画局
3 非常通報システムの設置の推進など、防犯対策の充実	健康福祉局

² ピアサポート(peer support)：同じ立場にある当事者による支援活動。

5 同和問題への取組

日本固有の人権問題である同和問題は、昭和40(1965)年の「同和対策審議会答申」において、その早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるとされました。昭和44(1969)年には同和対策事業特別措置法が制定されました(平成14(2002)年廃止)。

川崎市では、昭和53(1978)年に同和対策事業担当を、昭和58(1983)年には教育委員会に同和・人権教育担当を設置し、人権尊重をめざす多くの人々とともに、この問題の解決に向けて努力してきました。そして平成14(2002)年度をもって特別対策から一般対策へ移行しました。

こうした中で、市民の人権意識の向上とともに、人権擁護に取り組むNPO、NGOなどの組織の活動も進展するなど、同和問題を取り巻く環境も変化しています。一方、偏見や差別意識は依然として解消されておらず、また、インターネット上での差別情報などの新たな問題も生じています。今後は、人権教育や人権意識の普及がより重要となっています。

国においては、平成12(2000)年に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権の尊重に向けて国をはじめ地方公共団体及び国民の責務を示すとともに、平成14(2002)年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しています。

川崎市は、関係者の個別のニーズに応じて一般施策を実施するとともに、同和問題への正しい理解を図るために、人権教育や人権意識の普及を行い、市民や人権に関わる団体等と連携し協力し合いながら、問題の解決に向けて取り組みます。

(1)人権教育の推進

同和問題は歴史的な経過の中で形成された問題であり、基本的人権の侵害の問題です。同和問題に関する偏見や差別意識を解決し、早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための人権教育を充実させます。

主な取組	所管局
1 学校や地域における人権教育の実施	教育委員会事務局

(2)人権意識の普及

同和問題の解消に向けて取り組んでいる関係団体・関係機関との情報の交換・共有化を通じて、各種講演会、研修会等を実施します。

主な取組	所管局
1 市民、事業者への普及活動の実施 2 えせ同和行為の排除	市民文化局

(3)人権研修の充実・推進

差別や偏見がない地域社会を実現するため、同和問題について正しい理解と認識を深め、総合的・計画的で効果的な研修の実施に努めます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及に向けた事業者、団体等による学習・研修への支援 2 職員等の人権意識の向上に向けた研修の推進 3 関係団体・関係機関が開催する研修の場への職員等の参加の促進	市民文化局

(4)相談・救済、自立支援の充実

同和問題に係る差別は依然として解消されておらず、また、インターネット上での新たな問題も生じているため、個別のニーズに対応し相談・救済を進めます。

主な取組	所管局
1 差別事象への対応 2 生活困窮、就労困難など地域における生活上の様々な問題に対応する生活相談事業への支援 3 人権侵害のおそれがある身元調査の防止	市民文化局
4 公正な採用選考の実施に向けた周知の促進	教育委員会事務局

(5)連携協働による推進

同和問題に関わる人権問題(インターネット上の差別書き込みや差別文書など)の解消を図るため、関係団体・関係機関との連携協働に努めます。

主な取組	所管局
1 関係団体・関係機関との情報提供・情報交換の推進	市民文化局

6 外国人市民の人権施策の充実

川崎市には、約3万人の外国人市民が暮らしています。歴史的経緯により特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮人が市の南部地域を中心に多く暮らしている一方、1980年代後半以降の地球規模での社会経済構造の変化等によって多くの人々が様々な国・地域から様々な目的をもって来日し、市内全域にわたって居住するようになるなど、その出身国や来日の理由は20年前と比較すると多様化しており、外国人市民の状況も大きく変化しています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、日本国籍であっても外国文化を背景にもつ人々が増えています。

本市は1970年代から、外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう川崎市の実情を踏まえながら制度の改善を図るとともに、併せて教育・普及等の取組を進めてきました。また、外国人市民は地域社会を構成するかけがえのない一員であるとの認識のもと、外国人市民の声を市政に反映するため平成8(1996)年に「川崎市外国人市民代表者会議」を条例で設置するなど、共生の地域社会づくりを進めてきました。代表者会議から出された提言は設置以来18年間で41項目に及び、「川崎市住宅基本条例」への意見の反映や「外国人市民情報コーナー」の設置など外国人市民施策の推進に結実しています。

しかし、多様な文化を持つ市民が共に生活することにより地域社会が豊かになる一方、文化の違いから摩擦が生じる場合もあります。また、偏見や差別意識がなくなっていないという現実もあります。さらに、長年、地域社会で生活していても、国籍の違いで不利益を被ったり、日本語が不自由であるなどの理由で個人の持つ能力を発揮することが難しい状況に置かれている市民も見受けられます。

こうしたことを背景に、本市では国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、施策推進の基本的な考え方として具体的推進内容を示す「川崎市多文化共生社会推進指針」を平成17(2005)年に策定(平成20(2008)年改定)し、外国人市民施策を推進してきました。

平成32(2020)年には東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、訪日旅行者の一層の増加や外国人労働者の受入れも見込まれ、本市でもこの機会を有効に活用した、より海外に開かれた魅力あるまちづくりを進めることが必要です。

今後も、多文化共生社会の実現に向け、これまで積み重ねてきた歴史を大切にしつつ、状況の変化を踏まえながら、関係機関・ボランティア団体等と連携して外国人市民に関わる施策等を総合的かつ計画的に推進していきます。

「川崎市多文化共生社会推進指針」平成27(2015)年度改定予定(計画期間なし)
「(仮称)川崎市国際施策推進プラン」平成27(2015)年度策定予定

(1)行政サービスの充実

外国人市民が健康で安心して安全に生活するために必要な情報や行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努めます。

主な取組	所管局
1 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」に基づき、行政情報や公共施設の表示について、多言語化やルビ振りを進めるなど、情報の内容や表現について配慮するよう努める。	全局
2 災害時において、外国人市民が差別されることなく適切な情報提供や対応が行われるような体制の整備に努める。	総務企画局 市民文化局
3 市の行政サービスを等しく提供できるよう、常に外国人市民の存在を認識し、施策のあり方を検討する。 4 新在留管理制度が市民に定着するよう努める。 5 外国人市民等の社会参加を促進するため、行政サービス窓口等に同行する公的な通訳者の養成・派遣について検討する。	市民文化局
6 保育所入所児童について、言語や生活習慣等の違いに配慮した保育環境の整備に努める。	こども未来局
7 年金加入促進のため、脱退一時金を含めた制度の広報啓発に努める。 8 神奈川県が実施する医療通訳派遣システム事業の運営に積極的に参加し、医療通訳の充実に努める。 9 介護を必要とする高齢者・障害者への福祉・介護保険サービスの提供にあたって、言語や生活習慣等の違いに配慮するよう、サービス提供者との連携に努める。	健康福祉局
10 住宅基本条例や居住支援制度等の広報啓発を進めるとともに、相談体制の充実に努める。	まちづくり局

(2)多文化共生教育の推進

全ての子どもの学習権を保障し、社会における少数の立場の人の文化を尊重するとともに、自立と相互理解が図られる教育を推進します。

主な取組	所管局
1 全ての義務教育年齢の子どもに就学の権利を保障するとともに、全ての子どものための学習環境の整備に努める。 2 日本人と外国人が互いを認め合い尊重し合える多文化共生教育を、外国人市民とともに推進する。 3 日本語学習をはじめとする学習支援等の充実に努める。 4 外国人保護者の状況に配慮した情報提供や支援に努める。	教育委員会事務局

(3) 社会参加の促進

外国人市民が主体的に市政参加できる環境の整備に努めるとともに、地域社会の構成員として、自己の能力を十分に発揮しながら様々な活動に参加できるよう施策を推進します。

主な取組	所管局
1 外国人市民代表者会議の充実を図るなど、外国人市民の意見の施策反映に努める。 2 外国人市民グループ、支援グループ等が活動しやすい環境の整備に努める。	市民文化局

(4) 共生社会の形成

すべての市民が違いを認め合い共に生きる社会をつくるため、市民、行政、事業者それぞれに対して意識啓発を進めるとともに、内外に開かれた地域社会づくりを促進します。

主な取組	所管局
1 国際交流センターの利用の促進と、多文化共生に向けた事業の充実に努める。 2 市民グループ、ボランティア団体等に対し、多文化共生の考え方についての広報・啓発に努める。 3 人権意識や多文化共生意識を啓発するため、市職員及び教職員に対する研修等を充実させる。	市民文化局
4 事業者が外国人の就職や労働条件において差別をせず、適正な雇用が行われるよう広報啓発に努める。	経済労働局

(5) 施策の推進体制の整備

主な取組	所管局
1 他都市及び神奈川県との情報交換、連携を進め、施策展開の課題・問題点等の認識を深める。 2 市民グループやボランティア団体等との連携のあり方を検討する。 3 多文化共生社会の推進状況を把握し、施策に役立てるために、外国人市民の生活と意識に関する実態調査を実施するよう努める。	市民文化局

7 住み慣れた地域で健やかに暮らせる医療体制の構築

川崎市では、市内の人口の急増や高齢化の進行など、社会環境の変化を踏まえ、市民の医療ニーズや医療現場の課題を把握しつつ、将来を見据えた施策を推進するため、「川崎市地域医療計画」を策定しました。

限られた医療資源を効果的に活用し、医療機能の分化・連携を推進しながら、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される仕組みをさらに推進するとともに、広く市民に、自分が病気になったときにどのような治療が受けられ、どのように日常生活に復帰できるかなど、地域における医療連携体制をわかりやすく示すことが求められています。

また、衛生水準の向上や医学の進歩等により、今日までに、多くの感染症が克服されてきました。しかし、ここ数年来、東アジアを中心として世界各国に広がったSARS³などの海外における感染症の発生などの状況の変化に対応するため、平成19(2007)年に結核予防法が統合されるとともに感染症法が改正されました。

日本においては過去にハンセン病やエイズ⁴等の感染症の患者等に対する差別や偏見が存在したという事実があることを教訓とし、患者等の人権に十分に配慮し、患者・家族等への差別や偏見を排除していくよう努める必要があります。

「川崎市地域医療計画」平成25(2013)年策定

計画期間：平成25(2013)年度～平成29(2017)年度

3 SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome)：重症急性呼吸器症候群。

4 エイズ (AIDS)：Acquired Immune Deficiency Syndrome (後天性免疫不全症候群) の頭文字。HIV (Human Immunodeficiency Virus、ヒト免疫不全ウイルス) は免疫の仕組みの中心であるヘルパーTリンパ球(CD4)を破壊し、体を病気から守っている免疫力を低下させていきます。HIVに感染してもすぐには発症することなく、潜伏期間(数年から10年以上)を経て、症状が現れた時点でエイズ発症と診断されます。

(1)地域での暮らしを支える医療の充実

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉・介護の連携による在宅医療・地域包括ケアシステムの推進をめざします。

主な取組	所管局
1 人権に配慮した良質かつ適切な医療が提供される仕組みづくり 2 緩和ケア医療の確立など地域医療の機能分化 3 看護師等の研修支援など医療人材の養成確保 4 地域包括ケアシステムの確立に向けた保健・医療・福祉・介護の連携と在宅医療の推進	健康福祉局

(2)安全・安心を支える医療の提供

救急医療機能のさらなる充実とともに、市民が状況に応じて必要な医療を受けられるよう、病院・診療所等の連携システムの強化・医療安全対策を推進します。

主な取組	所管局
1 感染症の発生子防対策及びまん延防止に向けた対策の推進	健康福祉局

(3)市民とともに育む医療の推進

健康都市に向けて、市民が自ら健康を増進できるように、医療に関する情報発信や普及啓発の充実を図り、保健・医療・福祉・介護の相談機能の連携を推進します。

主な取組	所管局
1 高齢者や障害のある市民のアクセシビリティ ⁵ を重視した、市民の視点に立った医療情報の提供	健康福祉局

⁵ アクセシビリティ (accessibility) : 年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

8 ホームレス(野宿生活者)の人権の擁護と自立支援

川崎市は、東京と横浜に挟まれる位置にあり、古くから宿場町・工業都市として発展してきました。その一方で、その発展を支えてきた日雇労働者の一部は、景気に左右されながら次第に野宿生活を強いられ、ホームレス問題として顕在化しました。

平成14(2002)年に国の取組が開始されてからは、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、平成16(2004)年に「川崎市ホームレス自立支援実施計画」を策定して、緊急援護から生活づくり支援への施策転換を図りました。そして、本市におけるホームレスの実情に応じた施策の推進を図るうえでの基本目標と基本方針、達成に向けての具体的な取組を示し、ホームレスに関する諸問題の解決を目指して、平成26(2014)年に第3期実施計画を策定しました。

第3期実施計画では、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等のホームレスが抱える課題に取り組み、基本的人権を尊重する精神に基づき、地域社会において偏見や差別のない正しい理解と協力を得て、市内で暮らし、活動する多様な主体が一体となって地域社会におけるホームレス問題の解決を図ります。

「第3期川崎市ホームレス自立支援実施計画」平成26(2014)年策定
計画期間：平成26(2014)年度～平成30(2018)年度

(1) ホームレス自立支援事業

主な取組	所管局
1 巡回相談員が野宿生活場所を訪問する巡回相談事業の実施 2 社会復帰に向けた支援や一次的な居場所の提供などを行う自立支援センター事業の充実 3 自立支援センターを自立退所した人へのアフターケア事業の充実 4 越年対策事業の実施	健康福祉局

(2) 関係機関との連携による個別分野の取組

主な取組	所管局
1 ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に向けた人権尊重教育やパトロールの実施	教育委員会事務局
2 公共職業安定所等との連携による就業の機会の確保 3 自立支援センターを活用した緊急一時的な居所提供支援 4 結核健診・健康診断等の健康対策事業 5 ホームレスが救急搬送された際等の救急医療活動円滑化事業	健康福祉局
6 居住支援制度の充実	まちづくり局

(3) ホームレス自立支援推進市民協議会

主な取組	所管局
1 関係団体や関係機関との意見・情報交換の実施	健康福祉局

9 拉致問題への取組

平成15(2003)年に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行され、拉致の問題について国と地方公共団体との連携が図られることとなりました。また、平成18(2006)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、地方公共団体が国と連携し人権侵害に関する啓発を図るよう努めることになりました。

川崎市では、平成15(2003)年に副市長を座長とする「川崎市拉致被害者家族支援連絡会議」を設置し、関係局、関係機関と連携し情報の収集等を行ってきました。さらに、これまで実施してきた拉致被害者家族への支援に加えて、拉致被害者本人への支援体制の構築に向けて、平成26(2014)年に要綱を改正し、名称を「川崎市拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議」に変更するとともに、設置目的及び所掌事務を改めました。

今後も、国の動向を踏まえながら、拉致問題への関心と理解を深めるための支援を連絡会議を中心に進めてまいります。

(1) 人権教育の推進

主な取組	所管局
1 拉致問題を含めた人権尊重教育の推進	教育委員会事務局

(2) 人権意識の普及

主な取組	所管局
1 市民、事業者、団体等に対する拉致問題についての普及活動の推進	市民文化局

(3) 人権研修の充実・推進

主な取組	所管局
1 職員を対象とした拉致問題についての研修の実施	市民文化局

(4) 相談・救済、自立支援の充実

主な取組	所管局
1 川崎市拉致被害者及び被害者家族支援連絡会議の開催	市民文化局

(5) 連携協働による推進

主な取組	所管局
1 市民団体・他自治体との連携	市民文化局
2 国際的な働きかけ	

10 性的マイノリティの人々の人権

性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)とは、セクシュアリティ⁶が少数派の人々の総称です。同性愛や両性愛、トランスジェンダー⁷、インターセックス(性分化疾患)の人々を含んでいます。また、女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性転換者・異性装同性愛者(トランスジェンダー、Transgender)の頭文字をとったLGBTという表現もあります。

これらのうち性同一性障害者⁸については、平成16(2004)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者の戸籍上の性別変更が可能になりました。また、平成22(2010)年に文部科学省が「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を通知したほか、平成24(2012)年に厚生労働省が「国民健康保険被保険者証の性別表記について」を発して性同一性障害に配慮した対応を求めています。平成26(2014)年には、文部科学省が初めて「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施しました。

川崎市は、平成22(2010)年に性同一性障害のある子どもの保護者から相談窓口開設についての要望があったことを受け、全国の自治体で初めて相談窓口を開設しました。今後も、すべての人が平等を前提として互いにそれぞれの違いを認め、多様性(ダイバーシティ)を尊重しあい、一人ひとりが尊厳を持って自分らしく生きる地域社会の実現を目指していきます。

6 セクシュアリティ(sexuality)：人の性のありよう。性指向(性的興味、関心、魅力などがどの性別に向けられるかということ)、性同一性(ジェンダー・アイデンティティ、gender identity) 身体的性別、性役割などを含む。

7 トランスジェンダー(transgender)：伝統的な性別概念にとらわれずに、自分のセクシュアリティを持つ人々のこと。「性別(gender)を越境(trans)する人」の総称。性同一性障害の人々を含む。

8 性同一性障害(Gender Identity Disorder, GID)：生物学的な性(sex)と人格的な性(gender)が一致せず、そのことについて苦しんでいる状態をいう。「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定めている。

(1)人権教育の推進

主な取組	所管局
1 性的マイノリティを含めた人権尊重教育の推進 2 自分の性別に違和感を感じている児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮の充実	教育委員会事務局

(2)人権意識の普及

主な取組	所管局
1 市民、事業者、団体等に対する性的マイノリティについての普及活動の推進	市民文化局

(3)人権研修の充実・推進

主な取組	所管局
1 学習会及び事例検討会の実施	健康福祉局
2 校長、教頭、養護教諭をはじめとする教員を対象とした、性的マイノリティについての研修の実施	教育委員会事務局
3 スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを対象とした、性的マイノリティについての研修の実施	

(4)相談・救済、自立支援の充実

主な取組	所管局
1 市ホームページや市政だよりへの相談窓口情報等の掲載	市民文化局
2 かわさきしこどもページへの相談窓口情報等の掲載 3 こども家庭センターでの、児童を対象とした性同一性障害等についての相談体制の充実	こども未来局
4 精神保健福祉センターでの、主に高校生年齢以上を対象とした性同一性障害についての相談体制の充実	健康福祉局
5 教育相談室での性同一性障害についての相談体制の充実 6 教育相談センターでの性同一性障害についての相談体制の充実	教育委員会事務局

(5)連携協働による推進

主な取組	所管局
1 人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会 性的マイノリティ専門部会の開催	市民文化局

11 自殺をめぐる問題への取組

日本の年間自殺者数は平成24(2012)年に15年ぶりに3万人を下回ったものの、依然として多くの人が自殺により亡くなっている現状があります。「自殺」はその多くが個人の意思や決定によるものではなく、社会的要因により「追い込まれた末の死」とされ、平成18(2006)年に制定された自殺対策基本法においても「その背景に様々な社会的な要因がある」と明言されています。また「自殺」をめぐる「こころの弱い人がすること」「身勝手な行為」といった誤った考えは、自殺を考える人や行為に及んだ人、遺族や身近な人への偏見につながり、さらなる追い込み、社会的孤立を生じます。「追い込まれる死」を防ぐには、「自殺」に関する正しい認識の普及と社会的支援、互いの人権と多様性が尊重され共に生きることのできる社会づくりが必要です。

こうした状況や考え方を受け、川崎市でも平成25(2013)年に「川崎市自殺対策の推進に関する条例」を制定し、自殺対策を個々人の自殺発生への危機対応だけでなく、誰もが健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の構築を目指すものとして、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための自殺対策総合推進計画を定め、必要な施策を講じていくこととしました。

なお、亡くなった方々の死に至らざるを得なかった過程や遺族等の心情から、遺族等に関する表現においては「自殺」ではなく「自死」という言葉を用いています。

「川崎市自殺対策総合推進計画」平成27(2015)年策定
計画期間：平成27(2015)年度～平成29(2017)年度

(1)自殺の実情を知る

主な取組	所管局
1 自殺予防に関する普及啓発事業	健康福祉局
2 「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局

(2)自殺防止のためにつながる

主な取組	所管局
1 ゲートキーパー ⁹ 講習の実施	総務企画局 健康福祉局 区役所
2 各種相談窓口の設置及び連携	市民文化局 健康福祉局 区役所
3 遺児支援者向け研修の実施	こども未来局
4 地域・職域連携推進事業の実施 5 こころの電話相談の実施 6 かながわ自殺対策会議の開催 7 川崎いのちの電話との共催講演会の実施	健康福祉局
8 教職員向け心の健康相談支援事業の実施	教育委員会事務局

(3)自殺防止のために支える

主な取組	所管局
1 自死遺族の集いの開催 2 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	健康福祉局
3 各区精神保健相談	区役所
4 自殺未遂者支援の実施	健康福祉局 区役所 病院局 消防局

⁹ ゲートキーパー：直訳すると「門番」。自殺につながりそうになることにストップをかける「命の門番」という意味。悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

12 様々な市民の権利の尊重と差別の撤廃

これまで取り上げた人権問題以外についても、様々な視点から課題の解決に向けて取り組む必要があります。

例えば、川崎市には、アイヌの人々など固有の歴史や文化・伝統を持った市民や、災害被害者、犯罪被害者やその家族、刑を終えて出所した人など、様々な社会的背景をもつ人々が共に生活しています。その中には、様々な理由で不当な差別を受けたり、偏見にあった人々も少なくありません。

川崎市では、人権の尊重と多文化理解の取組などを進めています。また、情報化や科学技術の進展に伴って生じるインターネットを利用した犯罪や人権侵害といった人権課題への対応や個人のプライバシー保護など、あらゆる偏見や差別を解消する視点に立って、より一層の人権施策の推進を図ります。

これらの施策の推進にあたっては、人権を尊重し、様々な歴史・文化、社会的背景をもった市民がお互いを認め合い、共に生きる、いきいきとした地域社会づくりをめざします。

(1) 固有の歴史・文化を持つ人々の人権

アイヌの人々に対しては、平成9(1997)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、それまでの「北海道旧土人保護法」が廃止されました。アイヌの人々などの様々な固有の歴史や文化・伝統等を持つ人の権利を保障し、尊重と理解を深めるための取組を行います。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民文化局

(2) 犯罪被害者の人権

平成17(2005)年の「犯罪被害者等基本法」の施行に伴い、この法に基づき同年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定され、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、情報共有等を図り、連携協力し、地域の実情に応じた施策を推進することとされました。

川崎市では、犯罪被害者やその家族への人権課題についての理解を深めるための普及活動に努めるとともに、国の「犯罪被害者等基本計画」に対応する施策の検討を行い、平成20(2008)年に安全・安心まちづくり対策員(非常勤)による電話相談と面接相談を開始しました。

今後も国、県、関係機関や関係団体と連携を図りながら、犯罪被害者の立場に立った具体的な施策を検討し、支援に取り組んでまいります。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及 2 相談・救済、自立支援の充実	市民文化局

(3) 刑を終えて出所した人々の人権

刑を終えて出所した人に対しては、真摯な更正の意欲がある場合でも、周囲の偏見や差別意識などにより、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会生活の様々な場面において、社会参加や社会復帰することが、きわめて厳しい状況にあります。本人及びその家族への偏見や差別をなくすために、支援団体と連携を図りながら、普及活動に努めます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及 2 相談・救済、自立支援の充実	市民文化局

(4) 災害被害者の人権

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故により、多くの方々が避難生活を強いられ、様々な事情をもつ被災者への支援や配慮などが改めて認識されることになりました。

「川崎市地域防災計画」に基づき、地震や台風などにより災害にあわれた方々が安心して生活できるよう、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した避難所運営や、災害時要援護者¹⁰への避難支援に取り組むほか、災害の犠牲になる可能性の高い子ども、高齢者、障害者、外国人市民等に対し、自主防災組織、地域住民、企業等、地域の共助により支援していく体制の整備を進めます。

「川崎市地域防災計画」平成26(2014)年修正 ※計画期間の定めなし

主な取組	所管局
1 避難所の運営等への女性の参画に努める。 2 東日本大震災避難者への支援を進める。	総務企画局
3 川崎市災害時要援護者避難支援制度の周知に努める。 4 災害弱者に配慮した備蓄品を整備する。	総務企画局 健康福祉局
5 災害時における外国人市民向け広報を推進する。	市民文化局

(5) 人身取引被害者の人権

平成12(2000)年に「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」が国連総会で採択されました。国は、関連法の整備を進めている中で、平成16(2004)年には「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引被害者を保護の対象として明確に位置づけ、被害者の保護・援助には関係団体や警察など関係機関との連携が不可欠であるとしています。川崎市では、国の法整備等の動向を踏まえながら、関係団体・関係機関との情報交換や人権意識の普及等に努めます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民文化局

¹⁰ 災害時要援護者：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々。川崎市では、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申し込みをいただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を実施している。

(6) インターネットによる人権侵害

平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行されました。近年、Facebook(フェイスブック)、Twitter(ツイッター)、LINE(ライン)などのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)¹¹の利用が多様な分野で進んでいます。ホームページ等における不特定多数の利用者に向けた情報発信や電子掲示板を利用した情報の交換等において、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等人権に関わる問題が生じないように、関係団体・関係機関と連携を図りながら、情報の収集と人権侵害を伴う掲載に対して対応していきます。

主な取組	所管局
1 人権意識の普及	市民文化局

¹¹ SNS：Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まるなど、ある程度閉ざされた世界にすることで、利用者間の密接なコミュニケーションを可能にしている。

第4部 計画の推進

1 推進の経緯

川崎市は、人権施策を推進するため、平成7(1995)年に市民局に人権担当を設置し、翌年、外国人市民施策を事務分掌に加え人権・共生推進担当とし、平成11(1999)年に女性行政推進室と統合し、人権・男女共同参画室を設置しました。

その後、平成13(2001)年には「子どもの権利担当」を教育委員会から移管、平成14(2002)年には「同和対策担当」を健康福祉局から移管し、分野別の人権施策を総合的に推進する体制を整備しました。

また、庁内連絡調整組織については、平成11(1999)年の組織統合の際に、「人権・共生推進連絡会議」と「女性行政推進会議」を統合し、全局(室)区長で構成する「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」を設置し、人権に関わる諸施策について全庁的な連携・調整を行ってきました。

一方、人権施策に係る外部委員による検討・協議組織については、平成8(1996)年に「川崎市人権政策研究会」を設置し、平成9(1997)年に「川崎市人権施策推進指針」の策定に向けた協議機関として「かわさき人権懇話会」に改組しました。

「かわさき人権懇話会」は平成11(1999)年に人権・男女共同参画室が設置された際に「かわさき人権啓発推進協議会」として改組され、人権施策の推進を図るために必要な事項について検討・協議するための組織と位置づけられました。

平成24(2012)年には、協議会が基本計画の推進にあたって意見及び助言を行うことを明確にするため、要綱を改正して名称を「かわさき人権施策推進協議会」に変更するとともに、設置目的及び所掌事務を改めました。さらに、平成27(2015)年には川崎市附属機関設置条例を制定し、「川崎市人権施策推進協議会」に名称を変更するとともに、「人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための計画の実施その他人権擁護のために必要な事項に関して調査審議すること」を所掌事務とする、市長の附属機関として設置しました。

2 推進体制の充実

(1) 庁内連絡調整組織

本計画を効果的に推進するためには、人権施策に係る各部局間の調整・協力が不可欠であるとともに、人権教育や人権意識の普及、人権研修、相談・救済等を総合的に検討する必要があることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」の機能の強化を図るなど庁内推進体制を整備します。

また、各部局で人権施策に係る様々な事業を展開していることから、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」のもとに設置した、課長級を構成員とする「幹事会」や、子どもの権利や男女平等施策など分野別の人権施策を推進するため設置した各部会で具体的な施策を協議し、横断的・総合的に施策を推進していきます。

(2) 施策の検討・協議組織

人権思想の普及啓発の推進、人権侵害の防止及び人権救済等の方策を検討・協議するとともに、川崎市人権施策推進基本計画の検証等について意見及び助言等を行うための附属機関として、学識経験者、関係団体の役職員、市民で構成する「川崎市人権施策推進協議会」を平成27(2015)年4月から設置します。庁内連絡調整組織と「川崎市人権施策推進協議会」を両輪として、人権施策を総合的に推進していきます。

(3) 関係団体・関係機関との連携

人権が尊重され共に生きる社会をつくるためには、関係団体・関係機関との協力が必要です。施策の効果的な推進をより一層図るため、「川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」(横浜地方法務局川崎支局、川崎人権擁護委員協議会、川崎市で構成)や「かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)」(市域で活動する民間団体等が加盟)など各分野において多様な活動を展開している関係団体・関係機関との連携を強化し取り組んでいきます。

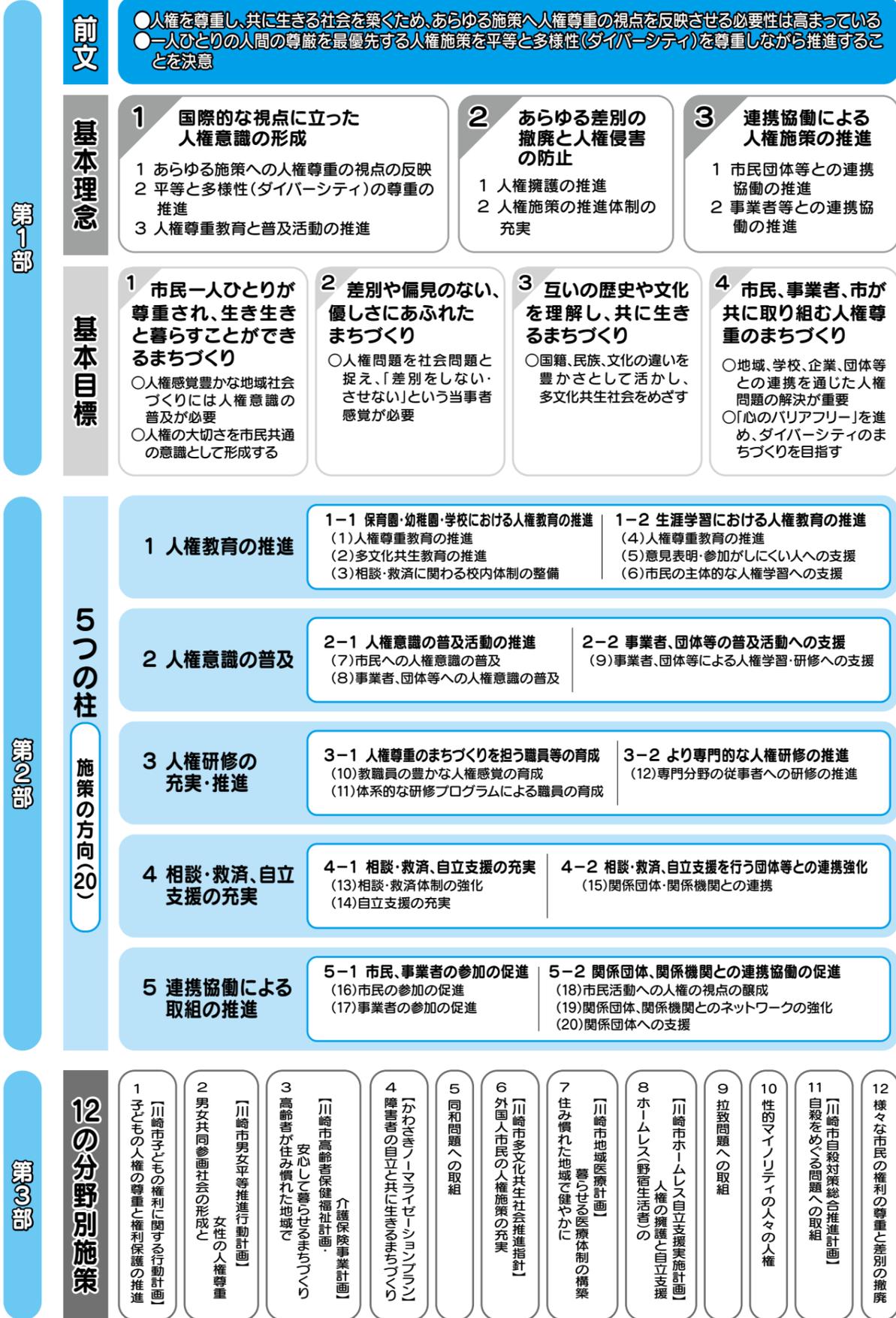
3 進行管理

本計画の進行管理を行うため、「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」で各部局間との連絡調整を図りながら、人権施策を総合的に推進してまいります。

また、計画に基づく事業等の取組状況について、毎年度、所管課による自己評価を実施し、進捗状況を把握するとともに、「川崎市人権施策推進協議会」に意見・助言を求めます。

さらに、必要に応じて計画全体について「川崎市人権施策推進協議会」に意見・助言を求め、その結果を公表します。

施策体系図 第1部～第3部



資料編

世界人権宣言	71
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	74
川崎市子どもの権利に関する条例	75
男女平等かわさき条例	81
川崎市外国人市民代表者会議条例	83
川崎市人権オンブズパーソン条例	85
川崎市附属機関設置条例（抜粋）	89

世界人権宣言

〔昭和23(1948)年12月10日〕
第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本の自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することを努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上のその他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別も受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を

有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によるのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えるのと否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべてのは、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべてのは、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべてのは、自国においてひとしく公務につく権

利を有する。

- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展に欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的もしくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければな

らない。

- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物理的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその

中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

〔平成12(2000)年12月6日
法律第147号〕

- (目的)
- 第1条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。
- (定義)
- 第2条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。
- (基本理念)
- 第3条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。
- (国の責務)
- 第4条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (地方公共団体の責務)
- 第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (国民の責務)
- 第6条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
- (基本計画の策定)
- 第7条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。
- (年次報告)
- 第8条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- (財政上の措置)
- 第9条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。
- 附 則**
(施行期日)
- 第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講ずる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。
- (見直し)
- 第2条** この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

川崎市子どもの権利に関する条例

〔平成12(2000)年12月21日
条例第72号〕

最近改正：平成17(2005)年3月24日

- 目次
- 前文
- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）
- 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障
- 第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）
- 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）
- 第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）
- 第4章 子どもの参加（第29条～第34条）
- 第5章 相談及び救済（第35条）
- 第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）
- 第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）
- 第8章 雑則（第41条）
- 附則

- 前文
- 子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。
- 子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。
- 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない。それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。
- 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーで

- ある。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。
- 子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。
- 市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。
- 私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

- (目的)
- 第1条** この条約は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。
- (定義)
- 第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
 - 育ち・学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
 - 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者
- (責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

（国等への要請）

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

（かわさき子どもの権利の日）

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

（広報）

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

（学習等への支援等）

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

（市民活動への支援）

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

（子どもの大切な権利）

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

（安心して生きる権利）

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

（ありのままの自分である権利）

第11条 子どもは、ありのままの自分であることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

（自分を守り、守られる権利）

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

（自分を豊かにし、力づけられる権利）

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

（自分で決める権利）

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

（参加する権利）

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

（親等による子どもの権利の保障）

第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。

3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。

4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

（養育の支援）

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

（虐待及び体制の禁止）

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

（虐待からの救済及びその回復）

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

（育ち・学ぶ環境の整備等）

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自

- ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。
- 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。
(安全管理体制の整備等)
 - 第22条** 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合であっても被害の拡大を妨げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。
 - 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。
(虐待及び体罰の禁止等)
 - 第23条** 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。
 - 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
 - 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
 - 施設管理者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。
(いじめの防止等)
 - 第24条** 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。
 - 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
 - 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
 - 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
 - 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。
(子ども本人に関する文書等)

- 第25条** 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。
- 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 前項の情報は、育ち・学ぶ施設その目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

- (子どもの育ちの場としての地域)
- 第26条** 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。
 - 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。
(子どもの居場所)
 - 第27条** 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。
 - 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。
(地域における子どもの活動)
 - 第28条** 地域における子どもの活動が子どもにとって

豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

- (子どもの参加の促進)
- 第29条** 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。
(子ども会議)
 - 第30条** 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。
 - 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。
 - 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。
 - 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。
 - 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。
(参加活動の拠点づくり)
 - 第31条** 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。
(自治的活動の奨励)
 - 第32条** 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自発的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。
 - 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。
(より開かれた育ち・学ぶ施設)
 - 第33条** 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。
(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

- (相談及び救済)
- 第35条** 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。
 - 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

- (行動計画)
- 第36条** 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
 - 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。
(子どもに関する施策の推進)
 - 第37条** 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。
 - 子どもの最善の利益に基づくものであること。
 - 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
 - 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

- (権利委員会)
- 第38条** 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。
 - 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
 - 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
 - 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にか

かわる分野において学職経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。
(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則 (平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。
(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則 (平成14年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第7号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

男女平等かわさき条例

〔平成13(2001)年6月29日〕
条 例 第 14 号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本施策等(第8条～第15条)

第3章 拠点施設(第16条)

第4章 男女平等推進審議会(第17条)

第5章 雑則(第18条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。
(基本理念)

第2条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第3条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組み、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

（男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済）

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例（平成13年川崎市条例第19号）第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

（行動計画）

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。（年次報告）

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。（参画の機会を積極的に提供する施策の推進）

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。（学習等のための支援）

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。（関係団体への支援）

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。（情報の収集及び調査研究）

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。（広報活動等）

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

（推進体制等）

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

（拠点施設）

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

（男女平等推進審議会）

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

（委託）

第18条 この条件に定めるもののほか、この条件の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。（平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行）

川崎市外国人市民代表者会議条例

〔平成8（1996）年10月3日〕
条 例 第 25 号

最近改正：平成24（2012）年3月19日

（目的及び措置）

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議（以下「代表者会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

（市長等の責務）

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

（組織等）

第4条 代表者会議は、代表者（第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。）26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。（代表者の責務）

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。（部会）

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

（会議）

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

（会議の開催）

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

（資料の提出等）

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要なと認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

（報告等）

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。（庶務）

第12条 代表者会議の庶務は、市民・こども局において処理する。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- この条例の施行期日は、市長が定める。
(平成 8 年 11 月 27 日規則第 74 号で平成 8 年 12 月 1 日から施行)
(任期等の特例)
- この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第 4 条第 4 項の規定にかかわらず、任期は平成 10 年 3 月 31 日までとし、1 期に限り再任されることができる。
(会議の開催の特例)
- 平成 8 年度の会議の開催については、第 9 条第 1 項中「4 回」とあるのは、「2 回」とする。

附 則 (平成 19 年 12 月 19 日条例第 52 号抄)

(施行期日)

- この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 19 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

- この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する第 1 条の規定による改正後の川崎市住民投票条例(以下「新住民投票条例」という。)第 3 条第 1 項及び第 3 条の規定による改正後の川崎市外国人市民代表者会議条例第 4 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

川崎市人権オンブズパーソン条例

〔平成 13 (2001) 年 6 月 29 日〕
条 例 第 19 号

目次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)
第 2 章 責務 (第 4 条～第 7 条)
第 3 章 人権オンブズパーソンの組織等 (第 8 条～第 11 条)
第 4 章 相談及び救済
第 1 節 相談 (第 12 条)
第 2 節 救済の申立て (第 13 条・第 14 条)
第 3 節 調査の実施等 (第 15 条～第 17 条)
第 4 節 市の機関に対する調査等 (第 18 条～第 20 条)
第 5 節 市の機関以外のものに対する調査等 (第 21 条・第 22 条)
第 6 節 個人情報等の保護 (第 23 条)
第 7 節 人権に関する課題についての意見公表 (第 24 条)
第 5 章 補則 (第 25 条～第 27 条)
附則抄

第 1 章 総則

(目的及び設置)

- 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン(以下「人権オンブズパーソン」という。)を置く。(管轄)
- 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害(以下「人権侵害」という。)に関する事項とする。
 - 子ども(川崎市子どもの権利に関する条例(平成 12 年川崎市条例第 72 号)第 2 条第 1 号に規定する子どもをいう。)の権利の侵害
 - 男女平等にかかわる人権の侵害(男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 6 条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。)
- 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。
 - 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項

- 議会に請願又は陳情を行っている事項
 - 川崎市市民オンブズマン(以下「市民オンブズマン」という。)に苦情を申し立てた事項
 - 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項
(人権オンブズパーソンの職務)
- 第 3 条** 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。
- 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
 - 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
 - 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
 - 人権に関する課題について意見を公表すること。

第 2 章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

- 第 4 条** 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
 - 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
 - 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
(市の機関の責務)
- 第 5 条** 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。
- 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。
(市民の責務)
- 第 6 条** 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。
(事業者の責務)
- 第 7 条** 事業者は、その事業活動において、この条例

の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソンの組織等

(人権オンブズパーソンの組織等)

第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院委員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

(相談)

第12条 何人も、市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て(以下「申立て」という。)を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所

(2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(3) その他規則で定める事項

(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

(1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所

(3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日

(4) その他規則で定める事項

第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンブズパーソンは、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

(1) 第2条第2項の規定に該当するとき。

(2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。

(3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。

(4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

(5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者(以下「申立人」という。)に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

第16条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りではない。

(調査の中止等)

第17条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について申立人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りではない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要

があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるものとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認められるものについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。

4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

第22条 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行わ

川崎市附属機関設置条例

〔平成27(2015)年3月18日〕
条例第1号

ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部会)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会を設置することができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が会議に諮って指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第2項の規定により別表第1及び別表第2の附属機関の欄に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表第1（第2条～第5条関係）【抜粋】

附 属 機 関	川崎市人権施策推進協議会
所 掌 事 務	人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するための計画の実施その他人権擁護のために必要な事項に関して調査審議すること。
委員の定数	18人以内
委員の構成	(1)学識経験者(2)関係団体の役職員(3)市民
委員の任期	2年

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例（平成2年川崎市条例第22号）第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行）

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。（検討）

3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

れたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。

4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

第25条 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例（平成2年川崎市条例第22号）第21条に規定する事務局において処理する。

2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

第26条 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。